



宮崎県立 西都原考古博物館年報

2024(令和6)年度

2025年9月

宮崎県立 西都原考古博物館
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

20周年特別企画 みんなの西都原フォトコンテスト2024

2024(令和6)年4月20日(土)～6月23日(日)

宮崎県立西都原考古博物館
20周年特別企画

みんなの西都原 フォトコンテスト 2024

たくさんのご応募ありがとうございました
みなさまの投票で各賞を決定します

展示期間 2024年(令和6年)
4/20(土) ▶ 6/23(日)

投票期間 2024年(令和6年)
4/20(土) ▶ 5/19(日)

〈表参式〉
日 時 2024年6月2日(日) 13:30～
会 場 当館1階エントランスホール

宮崎 西都原考古博物館 〒881-0002 宮崎県宮崎市大字三宅字西都原 5470 番 <https://sato-muse.gpf.miyazaki.jp>
TEL:0983-41-0041 FAX:0983-41-0051 開館時間:9時30分～17時30分(鑑入場:17時00分まで)
休 日 月曜日(国民の祝日と重なる場合は翌日)、国民の祝日の翌日(休日に当たるときを除く)

入場
無料



展示会 I 海がつなぐ古代世界 ～対馬・西海・日向～

2024(令和6)年7月6日(土)～9月8日(日)

西都原考古博物館開館20周年記念特別展
海を越えたヒト・モノ・ココロの交流史

2024[令和6年]
7.6 SAT [土] ▶ 9.8 SUN [日]

展示会 I

海

がつなぐ古代世界
～対馬・西海・日向～

関連講演会
「島と海の考古学～古墳・捕鯨・貝塚～」 要申込
【日時】2024年8月25日(日) 午後1時～午後4時半
【会場】西都原考古博物館1階ホール
【講演・討論】尾上博一(対馬博物館) 川道 寛(大瀬川歴史民俗資料館)

観覧無料

主催 西都原考古博物館 〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅5670番
TEL.0983-41-0041 FAX.0983-41-0051
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture <https://saito-muse.pref.miyazaki.jp>
開館時間 9:30～17:30(最終入館は17:00まで)
休 館 日 月曜日(国民の祝日と重なる場合は最も近い平日)
国民の祝日の翌日(休日と当たるときを除く)



展示会Ⅱ「土偶の美」と「縄文の美」～東北日本と九州～

2024(令和6)年10月5日(土)～12月8日(日)

西都原考古博物館開館 20周年記念特別展
海を越えたヒト・モノ・ココロの交流史

展示会Ⅱ

縄文の美と土偶の美

～東北日本と九州～

2024 令和6年
10.5(土)▶12.8(日) **観覧無料**

関連講座会 要申込
「土偶から読み解く縄文時代の精神文化」
日時:令和6年10月27日(日) 13:30～15:00(予定) 会場:西都原考古博物館1階ホール
講師:山田 康弘氏(東京都立大学大学院教授)

西都原考古博物館
〒881-0005 宮崎県西都市大字さき5670番
TEL:0985-41-0041 FAX:0985-41-0051
https://saito-muse.pref.miyazaki.jp

開館時間:9:30～17:30(最終入館は17:00まで)
休 日:土曜日(当館の休日は異なる場合があります)
国慶の祝日の翌日(休日に当たるときを除く)



展示会Ⅲ 美と権の装身具 ～玉が映した宮崎の古墳文化～

2025(令和7)年1月18日(土)～3月23日(日)

西都原考古博物館開館20周年記念特別展 海を超えたヒト・モノ・ココの交流史

展示会Ⅲ ちから ジュエリー

美と権の装身具

「玉が映した宮崎の古墳文化」

2025 1.18 SAT 3.23 SUN
(令和7年)

関連講座 要申込

「玉からみた宮崎の古墳文化ー海を超えた交流・玉を飾る人びとー」

【日時】令和7年2月9日(日) 午後1時30分から午後3時まで

【会場】西都原考古博物館 2階セミナー室 【講師】藤本 聡氏(宮崎県歴史文化財センター)

宮崎 西都原考古博物館 〒881-0009 宮崎県宮崎市大字三ツ木西都原5670番 TEL.0983-41-0043 FAX.0983-41-0051 <https://edto-muse.pref.miyazaki.jp>

観覧無料



2024(令和6)年度

宮崎県立西都原考古博物館年報



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



2025年9月

宮崎県立 **西都原考古博物館**
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

例 言

1. 本書は、2004(平成16)年4月17日に開館した宮崎県立西都原考古博物館の2024(令和6)年度一年間の足跡をまとめたものである。組織及び事業の詳細など、当館の活動を広く周知いただき、博物館活動への一層の理解と協力を得る一助とすべく刊行するものである。
2. 本書の執筆は、館職員で分担し、文責は文末に明記した。編集は、学芸普及担当主査 沖野誠が行った。
3. 表紙写真は、当館職員撮影。

目 次

I 宮崎県立西都原考古博物館の概要

1 沿革	1
2 基本理念	2
3 2024（令和6）年度組織・予算	3
4 施設	3
5 宮崎県博物館協議会	5
〔資料1〕宮崎県立西都原考古博物館第2期中期運営ビジョン（令和2～6年度）	6

II 利用状況

1 施設利用状況	12
2 館内資料利用及び貸出状況	13

III 事業報告

1 調査研究	16
2 資料収集	17
3 展示	18
4 教育普及	20
5 情報発信	22
6 館運営	23
7 資料その他	27
〔資料2〕2024（令和6）年度本館来館者アンケート集計結果	30

IV 関係法規等、その他

1 条例、規則等	33
2 各種様式	43
3 利用案内	52

はじめに

2004（平成16）年4月17日に開館した宮崎県立西都原考古博物館は、今春で21年目を迎えました。開館以来、当館は資料の収集や調査・研究、展示、教育普及、特別史跡西都原古墳群の保存整備、国際交流事業など幅広い活動に取り組んでまいりました。

そして、今年7月、ついに来館者数が200万人を超えました。このように多くの方々にご来館いただいておりますのも、ひとえに当館の運営・活動に対します皆様の深いご理解とご協力、ご支援あつてのことです。心より感謝申し上げます。

当館は、「考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く」ことを事業理念とし、「常に成長し、利用者一人ひとりの『私の博物館』として、地域の人材育成に寄与する」ことをコンセプトとして毎年様々な事業を実施しています。開館以来、常に新しい考古学の知見を提供していく「常新展示」を旨として展示を行い、これまでに80回以上に及ぶ当館学芸職員自身の企画による展示会を開催して、考古学の楽しさや奥深さを皆様にお伝えしてまいりました。

本年報には、2024（令和6）年度に当館が実施した調査・研究や展示、教育普及、古墳群保存整備などの事業活動の状況をまとめております。

近年、世界中を席卷した新型コロナウイルス感染症は一定の落ち着きを見せてはいるものの、その余波は以後の入館者数の減少として現れ、それに伴う新たな博物館運営の視点や柔軟性の創出という課題を我々に問いかけています。博物館運営が平常を取り戻しつつある今、開館当初からのコンセプトを継承しつつ、今日的なニーズも踏まえながら、今後ご来館いただいた皆様によりご満足いただけるよう、さらに提供内容の充実を図ってまいります。

これからも、県内の皆様はもとより、県外そして国外の皆様にも親しまれ、ともに成長する博物館を目指してまいりますので、皆様方のお一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025（令和7）年9月

宮崎県立西都原考古博物館

館長 長友 由美子

I 宮崎県立西都原考古博物館の概要

1 沿革

1994(平成 6)年	4月	「西都原古墳群保存整備検討委員会」を設置
1995(平成 7)年	3月	「西都原古墳群保存整備活用に関する基本計画」を策定
1996(平成 8)年	3月	「西都原古墳群及びその周辺地域整備構想」を策定
1998(平成10)年	3月	「西都原古墳群及び周辺地域整備アクションプログラム」を策定
	11月	自治省リーディング・プロジェクト事業「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」の採択
1999(平成11)年	3月	「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」を策定
	4月	西都原資料館再編整備検討委員会及びワーキンググループ設置
	5月	西都原資料館再編整備検討委員会を開催
	7月	「西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画」を策定
	11月	基本設計を契約
2000(平成12)年	7月	展示室ディスプレイ等の実施設計を契約
2001(平成13)年	2月	建物の実施設計を契約
2002(平成14)年	3月	建物の建築工事を契約、着工(3月12日)
2003(平成15)年	8月	竣工(8月27日)
	9月	県立西都原考古博物館条例が県議会で可決
	11月	県立西都原考古博物館条例施行(11月1日)
		機関設置、職員発令(11月1日 館長他10名)
2004(平成16)年	4月	開館記念式典(4月16日)
		開館(4月17日)
		開館記念特別展「遺物たちの帰郷展」開催(～6月20日)
		天皇皇后両陛下ご視察(4月25日)
	6月	財団法人日本博物館協会加入(6月21日)
	10月	九州博物館協議会加入(10月6日)
2008(平成20)年	1月	韓国国立中央博物館考古部との学術文化交流協定締結(1月11日)
	12月	韓国国立中原文化財研究所との学術文化交流に関する約定書締結(12月10日)
2013(平成25)年	1月	累積入館者数100万人を達成(1月20日)
	12月	台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定締結(12月23日)
2014(平成26)年	4月	開館10周年記念式典(4月18日)
	11月	韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定締結(11月14日)
2015(平成27)年	3月	第1期中期運営ビジョン策定
2018(平成30)年	12月	台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定更新(12月28日)
2019(令和 元)年	11月	韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定更新(11月14日)
2020(令和 2)年	3月	第2期中期運営ビジョン策定
	4月	開館時間を午前9時30分に変更
2023(令和 5)年	12月	台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定更新(12月6日)
2024(令和 6)年	7月	開館20周年記念式典(7月5日)
	11月	韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定更新(11月7日)

2 基本理念

(1) 博物館事業理念

『未来日向の創造』

宮崎県立西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館です。私たちは、それらの実現のために組織一体となって、協働していきます。

(2) 施設コンセプト

- 利用者と共に成長する博物館
- 利用者一人ひとりのための博物館
- 次代を担う人材育成に寄与する地域の博物館

(3) 建築コンセプト

西都原古墳群の景観と歴史的背景をもとに、現在の自然や地形の保存を心がけ、南九州独特の「柄鏡形前方後円墳」の平面形をモチーフとして計画したものである。展示室は、自然の土の中に埋め戻し、そこへ導くエントランス空間は、景観を乱すことなくランドマークとしての入り口を明示する建築形態とした。外壁は、歴史的景観に配慮し、鬼の窟の横穴式石室を思わせる石貼りで、周りの自然と調和した景観となるようにしている。

(4) シンボルマーク

西都原考古博物館のシンボルマークは様々な対比を表している。

「●」と「■」、「赤」と「青」という究極のシルエットが対峙する構図を基本とする。

どの時代の人にも必ず直面する「生と死」、日々の生活の舞台である「大地と大空」、「光と影」、「火と水」、「動脈と静脈」、「北と南」、「東と西」など様々な対比である。

古代においては、政治的連合の証である前方後円墳をはじめとする「高塚古墳」と、地下を志向した南九州独特の墓制である「地下式横穴墓」という対比があり、中央を標榜する「畿内社会」と、辺境と見なされた「南九州社会」の対比がある。

二つのシルエットの対比によって、見る人それぞれのイメージ世界との対比と交感を象徴している。



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



西都原考古博物館シンボルマーク

3 2024（令和6）年度組織・予算

(1) 組 織		(22,033千円)
2024（令和6）年4月1日付		・みやざきの古墳魅力発信事業
館 長 岩切 喜郎		(1,912千円)
副 館 長 東 憲章		・西都原古墳群史跡整備事業
【管理担当】		(17,299千円)
担当リーダー 主 幹 三秋みゆき		・運営事務費（2,574千円）
専任主幹 茅野 健二	イ	考古博物館費：133,915千円
主 査 泥谷 修一		・管理運営費（133,915千円）
【学芸普及担当】	ウ	西都原考古博物館
担当リーダー 主 幹 日高 広人		老朽化対策事業：7,139千円
副 主 幹 松本 茂	エ	考古博物館教育普及費：30,603千円
主 査 橋本 英俊		・特別展費（16,958千円）
主 査 今塩屋毅行		・博物館講座等（7,040千円）
主 査 後藤 清隆		・西都原考古博物館開館20周年記念事業
主 事 日高風海斗		(6,605千円)
(2) 予 算		オ 考古博物館資料整備費：19,103千円
ア 文化財保護顕彰費：43,818千円		・調査研究費（4,218千円）
・特別史跡西都原古墳群保存整備事業		・資料整備費（14,885千円）

4 施 設

(1) 名 称	③構 造 鉄筋コンクリート造4階建
宮崎県立西都原考古博物館	(地下1階、地上3階)
(2) 所在地	④居室別面積
宮崎県西都大字三宅	展示室 1335.63㎡
字西都原西5670番	収蔵展示室 18.0㎡
(3) 設置年月日	第1収蔵庫 139.83㎡
2003（平成15）年11月1日	第2収蔵庫 170.07㎡
(4) 開館年月日	第3収蔵庫 148.83㎡
2004（平成16）年4月17日	重要物収蔵庫 25.32㎡
(5) 敷地面積	機械室（大） 236.70㎡
90,122.25㎡	機械室（小） 43.78㎡
(6) 建 物	エントランス 197.42㎡
①建設面積 2,334.45㎡	ホール 325.90㎡
②延床面積 6,678.63㎡	講師控室 14.48㎡

救護室	11.63m ²
館長室	36.00m ²
副館長室	20.25m ²
事務室・研究室	189.91m ²
応接室	43.99m ²
情報処理室	36.00m ²
保存処理室	66.00m ²
資料保管室	15.75m ²
整理室	46.69m ²
セミナー室	99.82m ²
トラックヤード	49.72m ²
情報利用コーナー	21.90m ²
閲覧室	86.15m ²
図書室	66.00m ²
展望ラウンジ	133.92m ²
その他	3,075.94m ²
(ロビー・階段・通路等)	

(7) 構成施設

西都原古代生活体験館

①建築面積	941.68m ²
②延床面積	1,014.23m ²

③構 造 木造平屋一部2階建

④棟別面積

セミナー棟	571.94m ²
古代構法棟	315.93m ²
渡り廊下棟	99.36m ²
古代住居	27.00m ²

(8) 関連施設

西都原古墳群遺構保存覆屋

①建築面積	1,394.00m ²
②延床面積	1,394.00m ²
③構 造	鉄筋コンクリート造 木造平屋一部2階建

13号墳内部主体見学施設

①建築面積	22.89m ²
②延床面積	22.89m ²
③構 造	鉄骨造平屋

4号地下式横穴墓保存見学施設

①建築面積	21.24m ²
②延床面積	21.24m ²
③構 造	鉄骨造平屋



写真1 本館全景

5 宮崎県博物館協議会

(1) 宮崎県博物館協議会委員

県条例に基づき、宮崎県総合博物館と宮崎県立西都原考古博物館の運営に関し、教育関係者・有識者等で構成された委員が、各館長の諮問に応ずると共に、各館に対して意見を述べる機関である。現在の委員は下記のとおりである。（任期：令和6年7月30日～令和8年7月29日）

区 分	氏 名	所 属・役 職 等	専 門
学校教育関係者	大 重 美 貴	野の花幼稚園 園長	幼 稚 園
	田 原 理 恵	宮崎市立宮崎西小学校 校長	小中学校
	永 山 新 一	えびの市教育委員会 教育長	教育行政
	堀 田 由 美 子	尚学館小学校 校長	私立学校
	森 永 英 津 子	小林こすもす支援学校 校長	県立学校
社会教育関係者	野 村 美 智 子	宮崎県地域婦人連絡協議会 副会長	婦人団体
家庭教育関係者	二 見 志 信	宮崎県PTA連合会 副会長	P T A
学識経験者	柴 田 博 子	宮崎産業経営大学法学部 教授	歴 史
	鶴 田 安 彦	宮崎県観光協会 専務理事	観 光
	出 口 智 久	宮崎野生動物研究会 副理事長	動 物
	那 賀 教 史	宮崎民俗学会 会長	民 族
	八 ツ 橋 寛 子	宮崎大学名誉教授	植 物
	柳 澤 一 男	宮崎大学名誉教授	考 古
	山 下 裕 亮	京都大学防災研究所宮崎観測所 助教	地 質
	横 山 幸 子	宮崎県社会福祉協議会 副会長兼常務理事	社会福祉
公募委員	川 越 祐 子	フリーライター	公 募
	木佐貫ひとみ	フリーパーソナリティ	

※役職名は2025（令和7）年3月31日現在(敬称略：区分内で五十音順)

(2) 開催状況

期 日：2024（令和6）年10月25日（金）

会 場：宮崎県総合博物館 研修室1

議 題：①令和5年度総合博物館の事業報告及び評価について

②令和5年度西都原考古博物館の事業報告及び評価について

③令和6年度総合博物館及び西都原考古博物館の事業計画について

④県総合博物館第4期中期運営ビジョン及び西都原考古博物館第3期中期運営
ビジョンについて

⑤その他

(三秋)

[資料1] 宮崎県立西都原考古博物館第2期中期運営ビジョン（令和2～6年度）

1 ビジョン策定の目的

宮崎県立西都原考古博物館は、昭和43年に風土記の丘整備事業の中で設置された「西都原資料館」を前身とし、西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画に基づいて建設され、平成16年4月に開館した考古学専門の博物館である。

開館以来、豊かな自然と優れた歴史的景観を誇る特別史跡西都原古墳群と一体となったフィールドミュージアムとして、調査研究、史跡の保存整備、資料の収蔵、展示・国際交流、古代生活体験、教育普及など、幅広い活動を行ってきた。

展示においては、平成27年度からは春期と冬期に県内の資料を中心とする企画展、夏期に国内の資料により構成する特別展、秋期に韓国や台湾の資料を加えた東アジア的視点による国際交流展を実施してきた。

以上の取組の結果、当館は考古学専門の博物館として一定の評価を得ているものと考えられるが、一方で開館から15年が経過し、開館時の基本理念を踏襲しつつ、近年の社会情勢の変化に即応した取組を行う必要も生じている。

それらを踏まえ、博物館法の規定に基づき事業評価を含めた今後5年間の第Ⅱ期中期運営ビジョンを策定するものである。

2 ビジョンの期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

3 ビジョンの基本理念

（1）博物館事業理念

『未来日向の創造』

西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館である。博物館は、それらの実現のために組織一体となって活動していく。

（2）コンセプト

○ 利用者と共に常に成長する博物館

考古学の情報は過去の固定化した情報ではなく、常に多くの歴史を語ろうとしている。展示は、そうした資料の持つ情報の多面性・多層性を表現することを目指す「常新展示」という発想に基づいて展開する。

この「常新」の考え方は「調査研究」、「保存活用」活動、ならびに「教育普及」活動へも通底し、利用者と共に成長する博物館活動を目指す。

○ 利用者一人ひとりのための博物館

県民をはじめとした多様な利用者一人ひとりが、自主性・主体性を発揮して博物館活動に関わることのできる知的集客空間を目指す。

博物館と利用者の対話と連携を通じ、個としての関わりを実感できる「私の博物館」となることを目指す。

○ 次代を担う人材育成に寄与する地域の博物館

考古学を手がかりとして地域の独自性を掘り起こし、新たに表現、創造する活動を通じ、南九州の人々の生きた証を見つめ、地域から発信する総合的な学問として組み立てていく。これは、これからの宮崎県、そして我が国を担う人材育成へとつながることを目指すものである。

西都原考古博物館は、西都原古墳群と一体となった遺跡博物館であり、ここを拠点に地域の誇りを磨き直すことで、地域活性化の核となることを目指す。

4 博物館運営の基本方針

基本理念を実現するため、当館の4つの特徴を踏まえ、(1)～(6)を基本方針として運営を行う。

○ 常新展示

研究の成果を常に新鮮な形で利用者に提供し、そのニーズに応じて断続的に内容を変化させる展示を行う。

「常設展示」の概念を廃し、固定化することなく常に新しい情報として発信する「常新展示」の考え方に基づいて展開する。

○ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、言語、知識等の違いを意識することなく、博物館を訪れる方すべてが安心して利用できるよう施設や設備を整えとともに、職員やボランティアガイドによる人的なアテンドを充実させる。

○ 県民等との協働による運営

博物館とNPO法人との協働による運営形態を取り入れ、地域や県民等との連携強化を図り、より親しみやすい博物館を目指す。

○ フィールドミュージアム

古墳群全体を展示空間としてとらえ、利用者が様々な博物館活動を通して、古墳の知識を学び、時代のイメージを思い描くことができるように導く。

(1) 調査研究

- ・幅広いテーマの調査と研究に取り組み、その成果を常に展示や史跡整備にフィードバックすることにより、たえず成長し発展する博物館の原動力とする。
- ・国内外の研究者と積極的に交流を行い、研究協力体制の強化を図る。

(2) 資料収集と保存活用

- ・宮崎県の貴重な考古資料を次世代に伝えるため、資料の収集と整理を行い、その保存や維持管理に関する技術・方法の開発に努める。
- ・資料の館内外の活動への積極的な活用を図る。
- ・資料のデータベース化と情報の積極的な公開を図り、他機関との連携を深める。
- ・図書や写真等の資料収集に努め、様々な利用者による活用に供する。

(3) 展示

- ・古墳時代を中心とした、本県の特徴を浮き彫りにする展示を行う。

- ・利用者の更なる探究心を誘うために、最新の研究成果に素早く対応した展示を行う。
- ・国際交流展など郷土と世界とのつながりを意識できる展示を行う。
- ・利用者それぞれの興味や関心によって、多様な情報が得られる奥行きのある展示を行う。

(4) 教育普及

- ・児童生徒をはじめ、県民一人ひとりが本県の貴重な文化財に親しむための機会を充実させる。
- ・生涯学習や学校教育に活かすことができる講座等を提供する。
- ・県内の小・中・高校や生涯学習機関等との連携により、児童生徒の学校教育における当館の利用促進を図る。

(5) 情報発信

- ・国内外の関係機関との連携を図り、情報の受発信の核となるよう努める。
- ・当館ホームページ、各種広報紙をはじめ、様々なメディアを通して積極的に情報を発信する。

(6) 経営

- ・本県の厳しい財政状況の中で、地域や県民等との連携により、経営の効率化を図りながら利用者サービスの向上に努める。
- ・職員の危機管理意識を高めるため、防災訓練や研修会を実施し、危機管理体制のさらなる強化を図る。
- ・当館を訪れるすべての方が、安全安心かつ快適に利用できるよう、施設設備の維持管理に努める。

5 実施方針

事業を推進するに当たっては、基本方針を踏まえて以下の通り実施する。

(1) 調査研究

- ・特別史跡西都原古墳群の全容を理解するため、分布調査、測量、発掘調査等を実施するとともに、その保存と活用に関する研究を進める。
- ・非破壊的調査である地中レーダー探査により、西都原古墳群をはじめとする県内の古墳群や遺跡の分布状況や構造の把握を進める。
- ・調査研究の成果を、展示や諸プログラムに反映させ、史跡の保存整備に活かすなど、あらゆる機会をとらえて公開する。また、研究と活動の現状を広く世に問うため、研究紀要、図録や報告書等で情報の共有化を図る。
- ・国内外の研究者との交流を図り、最新の研究の動向をとらえ、本県の考古学研究の牽引者となるように努める。

論文等の執筆、研究発表等	年1回以上（*学芸普及担当職員1人あたり）
--------------	-----------------------

(2) 資料収集と保存活用

考古学専門の博物館として、県内の遺跡から出土した資料の収集保管を行う。特に古墳時代を中心とする鉄製品と古人骨は、当館の収蔵資料の核であり、全国随一の質と量を誇る。こうした資料の収集、保存、管理業務は博物館の基本であり、データベースの構築により、より多くの利用者の活用に供する。

①鉄製品

地下式横穴墓から出土した古墳時代の鉄製品を中心に収蔵し、保存のための化学的な処理を施し、データベースを整備することで、貴重な文化財を劣化させることなく次世代へ引き継いでいく。

鉄製品保存処理件数	年50件以上（＊外部委託を含める）
-----------	-------------------

②古人骨

地下式横穴墓から出土した古墳時代人骨を中心に、800体以上を収蔵しており、過去に生きた人々にダイレクトに迫る貴重な資料群として、形質人類学や分析科学と連携しながら、適切な収蔵管理とデータの追加や更新を行う。

③土器・石器等

考古学において最も普遍的な資料である土器や石器について適切に保管し、資料としての活用の幅を拡げるために分類と修復を進める。

④図書・写真等

重要な博物館資料として、実物資料以外にも図書や写真等について、収集及び分類・登録を進め、利用者の活用に供する。

収集、分類・登録件数	年1,000件以上
------------	-----------

(3) 展 示

全ての展示は、「常新展示」の考え方に基づいて展開する。展示資料や説明パネルの更新、複数資料の組合せによる多面的な情報の提供を実現する。開館以来実施している特別展、国際交流展及び企画展等についても、常新展示の一環として今後も継続的に実施していく。

入館者数	年12万人（＊本館及び古代生活体験館入館者数）
------	-------------------------

①特別展

県外資料を含めて展示を構成し、日本列島における南九州の地域性を明らかにする。

②国際交流展

韓国、台湾など国外資料を含めて展示構成を行い、東アジアにおける南九州の位置づけを明らかにする。

③企画展

主に県内資料により展示を構成し、古代日向の特徴について、様々な視点で情報を発信する。

④コレクションギャラリー展

主に館蔵資料により構成する。調査研究や資料管理等、日々の博物館業務の中から設定されるテーマに沿って、焦点を絞った情報発信を行う。

特別展・国際交流展等実施回数	年3回以上
----------------	-------

⑤その他の展示

考古学に限らず、関連する諸学問や諸分野に関する展示等を行い、多角的な視点で南九州を見つめる。

(4) 教育普及

宮崎県の文化財に対する理解を深めるため、県民への教育普及活動を計画的に実施する。また、学校教育における当館の利用を促進し、学校教育との連携を図っていく。

①生涯学習の一環としての教育普及活動（少年団活動を含む）

- ・講演会や考古博講座、体験・実験講座を実施する。
- ・古代生活体験メニューの充実を図り、実践的に学べる機会を提供する。
- ・その他、見学会や説明会など関連活動を実施する。

講演会・講座の実施回数	年15回以上
-------------	--------

②学校教育との連携

- ・学校教育の中で博物館を活用するための支援を行う。
- ・教育研究会等の各種事業を支援する。
- ・職場体験やインターンシップ、博物館実習等を積極的に受け入れる。

(5) 情報発信

地元西都市や関係諸機関と連携し、様々な広報手段を活用して、県内はもとより、県外等へ博物館の情報を発信していく。

①広報活動の充実

- ・博物館の利用者を増やすために、様々な広報媒体を使って館の情報発信を実施していく。
- ・各市町村教育委員会、各社会教育施設等の関係機関へ博物館の利用について、働きかけを行っていく。
- ・観光事業団体等と連携して誘客に取り組む。

報道機関への情報提供回数	年20回以上
--------------	--------

②博物館ホームページ等の充実

博物館の最新の情報を発信する主要なツールとして、博物館ホームページの継続的な更新を実施していく。

また、SNSなど多様な媒体で館の情報を提供する。

ホームページ更新回数	年48回以上
------------	--------

(6) 経 営

本県の厳しい財政状況の中で、常に経営の効率化を図りながら、利用者のサービス向上に努めていく。

①県民等からの意見の反映

- ・来観客へのアンケートを実施し、利用者の要望や満足度を把握し、博物館の展示や諸活動に反映させる。また、博物館協議会の意見等を館の運営に反映させる。

アンケート収集件数	年1,200件以上
アンケート回答における満足度	「満足」が80%以上

②県民等との協働

- ・地域や県民等との連携強化を図り、新たな利用者の創出につなげる。またボランティアガイドと連携し、活動を支援する。

③職員の資質向上

- ・全職員が博物館の社会的役割を自覚し、貴重な文化財を未来へ継承していくため、外部の研修等への参加を促進する。
- ・館の実情や課題に応じて研修等を実施する。
- ・研修の成果を館内の会議等で報告し、情報を共有する。

④危機管理体制の強化

- ・日頃から職員一人ひとりの危機管理意識を高めるため、防災訓練や研修会を実施し、危機管理体制の更なる強化を目指す。
- ・危機管理マニュアルを全職員に周知し、必要に応じて改訂を行う。

防災訓練、研修等の実施	年2回以上
-------------	-------

⑤施設・設備の管理

- ・施設・設備の老朽化が徐々に進んでいるため、維持改善の計画を作成し、計画的に改修を行う。

(7) その他

①事業評価について

- ・事業評価は、毎年度自己評価である内部評価と外部評価を宮崎県博物館協議会に報告し、意見を聴取する。また、評価結果は博物館ホームページ等で公表する。

②ビジョンの見直し

- ・今後、情勢の変化に伴い、財源等に著しい変更が生じた場合には、必要に応じてビジョンを見直す。

(三秋)

II 利用状況

1 施設利用状況

(1) 入館者数 2024（令和6）年4月1日～2025（令和7）年3月31日（開館日数：299日）

展示室・古代生活体験館	入館者数（人）
本館 （うち特別展・企画展・コレクションギャラリー展）	70,706 (57,903)
古代生活体験館	10,023
計	80,729

(2) 累積入館者数 2004（平成16）年4月17日～2025（令和7）年3月31日

展示室・古代生活体験館	入館者数（人）
本館	1,979,078
古代生活体験館	313,512
計	2,292,590

(3) 諸事業への参加者数 2024（令和6）年度

教育普及事業	参加者数（人）
講演会	107
考古博講座	190
体験・実験講座	108
計	405

(4) ホールの主な利用状況（当館主催事業を除く）

利用目的	利用日
令和6年度県立学校人権教育担当者研修会	5月23日
令和6年度宮崎県公民館経営セミナー	7月10日
令和6年度西都・西米良地区英語暗唱弁論大会	9月20日
宮崎県高等学校PTA連合会 講演会	12月6日

※300名収容のホールは、本来の目的として本館が開催する講演会やシンポジウム、学会等のために使用する施設であるが、本館が使用しない日については、公施設の有効利用の観点から、一般への貸し出しも行っている。

施設等使用料

ホール		午前（10：00～12：00）	3,540円
		午後（13：00～17：00）	7,080円
ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,370円
	暖房設備		680円

（三秋）

2 館内資料利用及び貸出状況

表1 館内資料利用（資料調査等）

利用年月日	所属	利用資料	利用目的
2024年4月12日	宮崎県埋蔵文化財センター	陣内遺跡出土土偶・石棒	調査研究 熟覧 3D計測 写真撮影
2024年4月26日 ～4月28日	大阪大谷大学	西都原古墳群101・169号墳出土埴輪一括	調査研究 実測 拓本 写真撮影
2024年7月5日 ～7月7日	大阪大谷大学	西都原古墳群101・169号墳出土埴輪一括	調査研究 実測 拓本 写真撮影
2024年8月29日 ～8月31日	京都大学	横矧板鋳留短甲(西都原4号地下式横穴墓3点、六野原1号地下式横穴墓、六野原10号地下式横穴墓)、長方板革綴短甲(六野原6号墳)、三角板革綴短甲(六野原8号地下式横穴墓、木脇塚原A号地下式横穴墓、西都原orえびの市真幸)計9点	個人研究 熟覧 実測 写真撮影
2024年9月21日 ～22日	大阪大谷大学	西都原古墳群101・169号墳出土埴輪一括	調査研究 実測 拓本 写真撮影
2024年9月27日	愛媛大学	弥生土器(宮崎市阿波岐原:壺・上ノ原遺跡:高坏、下那珂貝塚:甗・壺、元村遺跡:高坏、松本原遺跡:高坏東平下A遺跡:壺・高坏)一括	調査研究 熟覧 実測 拓本 写真撮影
2024年10月27日	個人	炭化物(曾井城跡、灰塚遺跡、平木場遺跡、今村遺跡)	個人研究 熟覧 写真撮影
2024年11月2日	熊本大学	破鏡5点(松本原遺跡24号住居 不明鏡、下那珂遺跡 96号住居跡 虺龍文鏡、神殿遺跡A地区10号住居跡 内行花文昭明系異体字銘鏡、広島古墳群 画文帯半円 方格帯鏡、銀代ヶ迫遺跡9号住居跡 内行花文鏡)	個人研究 熟覧 実測 写真撮影
2024年12月10日	九州大学	丸山遺跡出土縄文土器	調査研究 熟覧 スケッチ 写真撮影 土器付着炭化物サンプリング
2024年12月25日	宮崎県埋蔵文化財センター	横矧板鋳留短甲(六野原6号墳もしくは1号地下式横穴墓)、小札鋳留眉庇付冑(六野原8号地下式横穴墓)計2点	調査研究 熟覧 3D計測 写真撮影
2024年12月25日 ～12月26日	大阪大谷大学	西都原古墳群101・169号墳出土埴輪一括	調査研究 実測 拓本 写真撮影
2025年1月10日 ～1月11日	個人	石包丁・大型石包丁(下那珂貝塚・内野々遺跡・新立遺跡・萩崎遺跡・西都市妻採集品・大萩遺跡・灰塚遺跡)	熟覧 写真撮影 スケッチ 顕微鏡観察
2025年1月12日	個人	六野原6号墳出土三又鋤先	熟覧 実測図作成
2025年1月17日	宮崎市文化財課 (宮崎市史編さん事業)	土器・陶磁器・石器・炭化物等(曾井遺跡・清武城跡)	熟覧 実測 写真撮影
2025年2月23日	熊本県立 装飾古墳館	装飾古墳に関する宮崎県関連文献資料の調査	資料提供

利用年月日	所属	利用資料	利用目的
2025年2月27日 ～2月28日	京都大学	斧(六野原古墳群出土／六野原6・9号墳／六野原8・10号地下式横穴墓／大萩36号地下式横穴墓)、三又鍬(六野原6号墳)、方形板鍬鋤先(六野原9号墳)、U字形鍬鋤先(六野原8号地下式横穴墓／大萩B-2・36・37号地下式横穴墓)、鎌(六野原9号墳)	個人研究 熟覧 実測 写真撮影
2025年2月28日	NPO 工芸文化研究所	持田26号墳出土三葉環頭大刀2点	調査研究 熟覧 写真撮影
2025年3月10日 ～3月14日	奈良県立橿原 考古学研究所	西都原111号地下式横穴墓出土挂甲小札	調査研究 熟覧 実測 写真撮影

(松本・今塩屋・日高風)

表2 資料等貸出 (展示資料・写真・掲載許可)

利用期間 提供年月日	申請者 (機関)	利用資料	利用目的
2024年5月11日	藤井寺市 教育委員会	写真データ1点 [藤井寺市野中宮山古墳出土家形埴輪]	奈良県立橿原考古学研究所附属博物館春季特別展研究講座の講演において資料およびパワーポイントで使用するため
2024年6月4日	堺市博物館	写真データ1点 [光州月桂洞1・2号墳埴輪形土製品]	令和6年度堺市博物館企画展「ハニワ大解剖」の会場解説パネル・解説図録において埴輪の起源についての説明で使用するため
2024年6月4日 ～8月16日	宮崎県埋蔵文化財センター	陣内遺跡出土土器・石器・土製品、 神殿遺跡出土破鏡、古城遺跡出土深鉢、 教束遺跡出土経筒	令和6年度発掘成果地域還元事業への出展、及び同事業のポスター・チラシ・展示パネル掲載用写真撮影のため
2024年6月25日	株式会社 本作り空Sola	写真データ1点 [西都原古墳群 第111号墳出土玉類]	『科学でさぐる日本人の図鑑』(文研出版)に掲載するため
2024年6月26日	株式会社 ランズ	写真データ1点 [西都原古墳群 遠景]	株式会社ユーキャンが発行の書籍『日本大地図』の電子版で使用するため
2024年10月2日	株式会社 KAFKA	写真データ1点 [西都原100号墳 内部]	東京国立博物館及び九州国立博物館にて開催の特別展「はにわ」の館内展示映像の一部として使用するため
2024年10月2日	公益財団法人 元興寺文化財 研究所	写真データ9点 [持田1号墳出土半肉形式獣文緑獣帯鏡 3D画像・断面図]	六一書房発行予定の「古墳時代における札式甲冑の導入・展開とその背景」に掲載するため
2024年11月6日	SWEAT 株式会社	写真データ1点 [西都原206号墳]	NHK「突撃！カネオくん」内で使用するため
2024年11月6日 ～11月14日	一般社団法人 こゆ地域づくり 推進機構	貫頭衣15点	しんとみぶらぶら物見遊山 in Autumn @新田原古墳群での古代衣装着衣体験にて使用するため

利用期間 提供年月日	申請者 (機関)	利用資料	利用目的
2024年11月13日	株式会社 梓書院	写真データ5点 [埴輪子持家(レプリカ)正面図・斜面図、埴輪船(レプリカ)、円筒埴輪(レプリカ)百足塚埴輪展示状況]	株式会社梓書院発行予定の「季刊 邪馬台国」に掲載するため
2024年11月26日	個人	写真・動画データ5点 [西都原101号墳出土短甲形埴輪3Dモデル、3Dモデル使用動画、実測図、復元案、写真]	宮崎考古学会2024年度研究会発表資料及び宮崎考古34号に掲載するため
2024年11月26日 ～12月24日	宮崎県立 妻高等学校	勾玉制作用具(コンテナ・棒ヤスリ)	勾玉の制作及び12月22日に開催する「祭飛フェス」での勾玉体験コーナーで使用するため
2024年12月10日	佐賀県立 名護屋城博物館	写真データ1点 [剥片尖頭器等(永迫第1遺跡／宮崎市)]	名護屋城博物館常設展示で掲載するため
2024年12月24日	個人	写真データ1点 [清武城跡出土瓦(清武城跡／宮崎市)]	令和7年2月刊行予定の論文(「先史学・考古学論究Ⅸ」龍田考古会)に掲載するため
2024年12月24日	個人	写真データ3点 [西都原古墳群男狭穂塚・女狭穂塚空撮写真]	西都市役所商工観光課の委託により、令和6年度日本遺産紹介動画を制作するため
2024年12月24日	共同通信社	写真データ4点 [古墳群全景、古墳分布図、陵墓参考地空撮、レーダー探査結果図]	共同通信社の月1回の歴史連載企画「歴史を旅する」の「西都原古墳群」に掲載するため
2025年1月27日 ～3月7日	宮崎県埋蔵文化財センター	高坏2点 [上ノ原遺跡(国富町)]	令和6年度発掘成果地域還元事業「ふるさとの遺跡再発見」国富会場への出展及び展示会で使用する広報物、展示パネル用写真の撮影のため

(松本・今塩屋・後藤・日高風)

Ⅲ 事業報告

1 調査研究

調査研究は博物館活動の根幹であり、日常的な取組の成果は、研究紀要や報告書等に掲載するとともに、展示に反映させている。

なお、学芸普及担当職員の研究の成果については本章7（1）、刊行物は7（2）に記載している。

（1）特別史跡西都原古墳群の発掘調査

当館では「特別史跡西都原古墳群史跡整備事業」（2024～2028年度）に伴う発掘調査を実施し、史跡の保存および整備活用に資するデータの蓄積を進めている。

2024（令和6）年度は、西都原156号墳の発掘調査を実施し、発掘調査概要報告書として「特別史跡西都原古墳群発掘調査・保存整備報告書（X X VI）」（2025年3月）を刊行した。

2025（令和7）年度は、西都原156号墳および同古墳に隣接する159号墳・160号墳を対象とした発掘調査を実施する予定である。（今塩屋）

（2）地中レーダー探査

地中レーダー探査は、発掘調査を行わずに地下の遺跡情報を得ることができる非破壊的手法の調査である。西都原古墳群では、削平された古墳の痕跡や数多くの地下式横穴墓が確認されており、それらを含めた全体像は未だ明らかでない。そのため、地下に隠れた遺構を正確に把握し、地下の状況を明らかにできる地中探査を実施することは急務である。

当館における地中レーダー探査は、南九州の古墳文化を広く発信し、世界遺産を目指す取り組みの一環として、西都原古墳群の全体像の解明を試みるもので、2021（令和3）年度から6か年で実施する「みやぎの古墳魅力発信事業」に位置づけられている。

当年度に終了した探査面積は合計731㎡で、西都原古墳群（尾筋支群）232・233号墳周辺を対象として行ったが、特筆すべき地下構造の反応は得られていない。次年度以降も引き続き尾筋支群を対象として探査を行う予定である。（松本）

（3）保存整備と活用

①整備事業

第3支群内唯一の前方後円墳であり、当館3階のラウンジから眺めるビューポイントの一角にある西都原265号墳の墳丘保存修復工事（墳丘整備工事）を実施した。墳丘保存修復工事とは、発掘調査等の成果に基づいて古墳本来の姿に復元整備するものであり、今年度は後円部の一部及び前方部について樹根の切り崩し、盛土による遺構面の保護および張芝を実施した。西都原265号墳の墳丘保存修復工事は、次年度以降も「特別史跡西都原古墳群史跡整備事業」にて引き続き実施する予定である。（松本）

②史跡の維持管理

「特別史跡西都原古墳群保存整備事業」に基づき、整備を終えた見学施設等の維持管理や、墳丘及びその周辺の除草管理等を進めている。古墳等の維持管理は、西都市、県土整備部と連携しながら実施しており、古墳の墳丘部分は県教育委員会（但し、国有地は除く）、古墳間の平地は一部を除いて県土整備部が担当している。これら維持管理行為のうち、除草管理については、一般財団法人みやぎ公園協会等に業務委託して実施した。（日高広）

(4) 国内外の研究者との交流

①国際文化交流

当館では、開館以来、国際交流を調査・研究の柱と位置づけており、現在は台湾新北市立十三行博物館と韓国国立羅州博物館の二館と学術文化交流協定を締結し、共同調査研究や職員の人的交流などの交流を行い、国際交流展として成果の一端を公表している。

台湾関係では、2024（令和6）年4月に台湾新北市立十三行博物館で行われた「2024新北市国際考古フォーラム—動物と考古学—」に発表者として参加し、「2024新北市考古生活フェスティバル」にも勾玉製作体験のためのブースを当館から出店し、職員2名が参加した。

また2025（令和7）年2月には、学術文化交流協定に基づき十三行博物館から2名の職員を招聘し、2025年度に十三行博物館で予定している展示会への資料貸与について協議を行った。また、3月には2025年度に当館で予定している国際交流展の資料調査を目的とし、宜蘭県立蘭陽博物館を職員2名で訪問した。

韓国関係では、11月に韓国国立羅州博物館より館長および学芸研究士を招聘して人的交流を深めるとともに、学術文化交流協定の5年間の延長更新を締結した。

韓国・台湾ともに、コロナ禍以前に行ってきた相互訪問による館同士の交流も可能となりつつある。
（松本・今塩屋）



羅州博物館との学術文化交流協定調印式

②国内研究機関・研究者との共同研究

水田稲作比較技術研究プロジェクト（代表：東京都立大学山田昌久教授）の一環として、西都市内の水田での稲作実験を2022（令和4）年4月に開始し、2024（令和6）年度も継続している。赤米2種とあきたこまちを栽培し、異なる収穫方法を適用した場合、ヒコバエの収量にどのような差が生じるかなどの観察・計量を実施した。次年度以降は新たな場所に実験水田を移し、様々な実験プログラムを実施する予定である。
（松本）

2 資料収集

資料の収集は、博物館における重要な活動の一つである。館の展示や研究に資するため、購入・寄贈・寄託等により資料の収集を行っている。

(1) 考古資料の収集と保存活用

当館では、収蔵資料である「鉄製品」「古人骨」「土器・石器等」の収集と整理、修復、保存処理、データベース登録を行っている。

なお、当館では収蔵庫の燻蒸を行わずにカビや害虫等の発生を防ぐIPMの考え方に基づいた資料管理を実施している。そのため、温湿度管理、ゴミ・ホコリ等の除去、空気を滞留させないなど収蔵環境を常にチェックしている。

①鉄製品

古墳時代を中心とした鉄製品は当館収蔵の柱の一つである。当館では、収蔵資料の保存処理、データベース登録を継続的に行っている。

2024（令和6）年度に国庫補助を受けて保存処理を行ったのは、以下の出土資料計4点（小札単体の場合は12点）である。

○西都市西都原111号墳出土の挂甲小札塊 2点（小札単体では10点）

○小林市大萩37号地下式横穴墓出土のU字形鋤鋤先 1点

○川南町東平下1号周溝墓出土の鉄刀 1点

これらのうち、西都原111号墳出土の挂甲小札塊2点（小札単体では10点）と大萩37号地下式横穴墓出土のU字形鋤鋤先1点については、当館でクリーニング・脱塩・樹脂含浸・接合・補填（復元）を行った。

その他の東平下1号周溝墓1点については、株式会社吉田生物研究所に委託して保存処理を行った。また、県埋蔵文化財センターや市町村（高千穂町・国富町）からの依頼により44点の保存処理・X線写真撮影をおこなった。（日高風）

②古人骨

当館に収蔵されている古人骨については、収蔵人骨の点検や補修、クリーニング作業やデータベース登録作業を継続的に行っている。2024（令和6）年度は、資料調査へのいっそう効率的な対応を実現するため、データベースの整備を重点的に進め、より活用しやすい環境整備に努めた。あわせて、獣骨等の整理も進めている。また、コロナ禍で中断していた長崎大学からの資料移管についても、今年度から再会した。移管作業については、次年度以降も順次進める予定である。（松本）

③土器・石器等

第1支群横穴墓群・西都原115号墳・291号墳および第3支群滅失古墳の発掘調査報告書刊行後の収蔵作業と西都原156号墳の発掘調査出土品の整理作業（水洗・注記等）を行うとともに、西都原考古博物館建設に先立ち発掘調査を実施した丸山遺跡の調査報告書刊行に向けた整理作業等を進めた。（今塩屋）

（2）図書・写真資料の整理

地方自治体の埋蔵文化財センターや教育委員会等が発行する調査報告書や、博物館等が発行した年報・研究紀要、図録等を出版者から直接寄贈を受ける通常寄贈のほか、個人からの蔵書の寄贈を受ける個人寄贈、あるいは購入等により図書・写真資料を収集している。蔵書は2023（令和5）年度末では計36,805冊であり、本年度、通常寄贈592冊、個人寄贈0冊、購入22冊、小計614冊を加えて37,419冊となった。また、写真については今後の活用に資するため、537件のデジタルデータ化を行った。（橋本）

3 展 示

当該年度における入館者数は80,729人であった（本館70,706人＋古代生活体験館10,023人）。これは目標の12万人に遠く及ばない数値であるが、令和5年度と比較すると約10,000人増であり、新型コロナウイルス感染拡大の影響が落ち着くに伴い徐々に来館者数が回復している傾向がうかがえる。

館活動の成果を公開する展示については、開館20周年記念特別展として「海を越えたヒト・モノ・ココロの交流史」と題し、県外資料を含めて展示を行う展示会（年3回）を実施したほか、開館20周年特別企画として、事前に募集した西都原古墳群周辺の写真に来館者投票で賞を選出するフォトコンテストを行った。また、運用4年目となるVR体験の令和6年度実績は、前年度から200人ほど利用者数が減少し、958人（コンテンツ型65人、ストーリー型893人）が体験をした。

（1）開館20周年記念特別展 海を越えたヒト・モノ・ココロの交流史

展示会Ⅰ「海がつなぐ古代世界～対馬・西海・日向～」

期間：2024（令和6）年7月6日（土）～9月8日（日） 55日間

期間中入館者数：13,746人

展示資料：145点

海洋県の一面を持つ宮崎県と同じく豊かな海と密接な歴史を持つ地域である長崎県の対馬・西海を取りあげ、縄文時代から現代へと続く海と人の暮らしの移り変わりをひもとく展示を行った。列島でも有数の銅矛出土地帯である対馬からは増田山遺跡の銅矛、朝鮮半島との関係を示す陶質土器など、西海からはつぐめのはな遺跡の石銚、門前遺跡の石鋸など先史漁撈に関連する出土品を展示し、県民に紹介する展示とした。

(松本)

(2) 展示会Ⅱ『「土偶の美」と「縄文の美」～東北日本と九州～』

期間：2024（令和6）年10月5日（土）～12月8日（日） 57日間

期間中入館者数：16,851人

展示資料：250点

今回の展示会は、縄文人たちの美意識の結晶ともいえる土偶に着目し、東北日本(東北・関東・中部地方)と九州の土偶や縄文土器等の比較を通じて、精神性豊かな縄文文化が生み出した造形美の世界に誘うとともに、交流から見た縄文時代の宮崎を紐解く機会とするものである。特に、宮崎の地では鑑賞する機会の少ない遮光器土偶や亀ヶ岡式土器（縄文時代晩期）など東北地方の出土品を数多く展示した。

(今塩屋)

(3) 展示会Ⅲ「美と権の装身具～玉が映した宮崎の古墳文化～」

期間：2025（令和7）年1月18日（土）～3月23日（日） 54日間

期間中入館者数：10,938人

展示資料：160点

今回の展示会は、宮崎の古墳時代に焦点を当て、「玉」を通して、それらが映す、きらびやかな世界に秘められた当時の社会の成り立ちや繁栄の様子、海を介したヒト・モノ・ココロの交流等を読み解こうとするものである。県内から出土した玉を中心に展示し、海外からもたらされた珍しい玉や玉の装着状態が分かる人物埴輪等を展示した。

(日高風)

(4) 開館20周年特別企画「みんなの西都原フォトコンテスト2024」

期間：2024（令和6）年4月20日（土）～6月23日（日） 56日間

期間中入館者数：11,946人

出品数：110点

昨年度末に募集した西都原古墳群やその周辺の写真のコンテストを開催した。来館者の投票で賞を決定し、グランプリ作品は令和5年度年報（令和6年6月発行）表紙と20周年記念クリアファイルに使用した。

(後藤)

(5) 開館20周年記念 黒木一明写真展「風の旅」

期間：2024（令和6）年12月10日（土）～2025（令和7）年1月13日(日) 24日間

期間中入館者数：4,422人

展示資料：43点

(日高広)

(6) 開館20周年記念プロジェクト

「もう一つの船～西都原169号墳出土の船形埴輪復元～」

期間：2025（令和7）年3月8日（土）～2025（令和7）年4月13日（日） 31日間

期間中入館者数：6218人（2024年度分）

展示資料：4点

西都原古墳群の船形埴輪には、170号墳出土（国重要文化財指定）の他に、隣接する169号墳からも「もう一つの船」が出土しているが、全体形や構造は長らく不明のままであった。

そこで、開館20周年を契機に改めて埴輪片の接合と復元等を通じて全体形状や構造を解明し、学術的な価値付けを検討するプロジェクトの成果を紹介するものである。接合復元品の他に、三次元計測に基づく3Dモデルのディスプレイや復元的製作品等を展示した。（今塩屋）

（7）展示会Ⅰ関連企画展示「日向灘の多彩な海幸」

児湯るびなす支援学校の生徒、弥勒祐徳氏、菊地清氏らによる海をテーマとした作品を展示するとともに、写真に残る県内の珍しい海の生物、クジラの供養塔などを展示し、宮崎県の豊かな海の幸について紹介する展示を1階エントランスの一画で行った。（松本）

4 教育普及

2024（令和6）年度は、講演会2回が予定どおり実施できた。講座については計画通り14回実施した。

（1）生涯学習の一環としての教育普及活動

①古代生活体験館の体験講座

古代生活体験館は、西都原考古博物館に先行して1997(平成9)年に県総合博物館の附属施設として設置された。古代人の生活を一部なりとも実体験することをとおして、「自然との共存」「古代人の知恵と工夫」を学ぶとともに、「文化財を大切にすることや態度」を培うことを目的としている。2024（令和6）年度は、年間10,023名が古代生活体験館を訪れ、それらのうち8,251名が体験活動を行った。

講座の内容としては、粘土を用いた土器・埴輪づくり、滑石を加工する勾玉づくり、弓錐式の火起こし、アンギン編みによるコースターづくり、低融合金を鋳型に流し込んで作るミニ鏡づくりなどの体験メニューがある。（橋本・後藤）

②講演会

2024（令和6）年8月25日に当館ホールにおいて、展示会Ⅰ関連講演会「島と海の考古学～古墳・捕鯨・貝塚」を開催した。尾上博一氏（対馬博物館）と川道寛氏（大瀬戸歴史民俗資料館）を招聘し、それぞれ「周縁地域と呼ばれる古墳時代の対馬」、「西海の考古学～九州西岸の縄文遺跡から～」と題した講演を実施した。尾上氏の講演では西都原古墳群とは異なる意味での「周縁」を考える機会が得られ、川道氏の講演では日向灘とは趣を異にする西海の「海」の縄文文化について、理解を深める貴重な機会となった。（参加者37名）。

また、10月27日に当館ホールにおいて実施した展示会Ⅱ関連講演会「土偶から読み解く縄文時代の精神文化」では、東京都立大学の山田康弘教授を招聘した。講演では、縄文時代の土偶に関する最新知見について、講演者がこれまでに研究を重ねて得られた確実な考古学データに基づいて理解することができた。（参加者67名）

さらに、2025（令和7）年3月9日には当館ホールにおいて、開館20周年記念プロジェクト関連講演会「船形埴輪研究の最前線～西都原古墳群で出土した「二つ」の船形埴輪」を開催した。講演会ではプロジェクトに御協力いただいた犬木努氏（大阪大谷大学）を招聘し、西都原古墳群から出土した二つの船形埴輪の学史的・学術的意義について、古墳時代の船の構造や船形埴輪研究を紐解きながら御講演いただいた。最後には地下1階展示室で復元品を実際に見ながら解説をしていただき、船形埴輪について理解を深める機会を得ることができた。（参加者60名）。（今塩屋・松本・日高風）

③考古博講座

実施日	演 題	講 師	聴講者数
6月2日(日)	みんなの西都原フォトコンテスト2024表彰式	表彰式参加者	5名
9月1日(日)	「縄文人はクジラを獲ったか?～長崎県つぐめのはな遺跡と宮崎県松添貝塚の出土資料から～」	本館 松本 茂	33名
10月27日(土)	土偶から読み解く縄文時代の精神文化	東京都立大学 山田 康弘 教授	67名
11月30日(土)	“第2の道具”と南九州の縄文人	宮崎市文化財課 金丸 武司 副主幹	30名
2月9日(日)	玉からみた宮崎の古墳文化 —海を越えた交流・玉を飾る人々—	宮崎県埋蔵文化財センター 藤木 聡 主査	40名
3月15日(土)	西都原古墳群を歩く	本館 橋本 英俊	16名

④体験・実験講座

実施日	講座名	参加者数	実施日	講座名	参加者数
5月11日(土)	ミニチュア鉄剣を作る	15名	11月10日(日)	土偶・人面土器を作る	19名
7月27日(土)	考古学って楽しい! (小中学生対象)	3名	12月15日(日)	古代食を作る	18名
8月4日(日)	縄文釣り針を作る	16名	1月25日(土)	埴輪船を作る	7名
10月14日(月祝)	アカネ色に染める	8名	2月16日(日)	玉を作る	13名

⑤その他の講座等

「考古学って楽しい!」(小・中学生対象、考古博物館少年団と合同、7月27日)では、埴輪について学習し、粘土で埴輪の模型を作る活動を実施した。

「西都原古墳群を歩く」は、西都原古墳群の有する豊かな自然環境と優れた歴史的文化的景観に親しむウォーキングイベントである。講座当日は雨天であったため、当館職員による、今年度発掘調査を実施した156号墳の成果および第3支群の概要の説明を行った。また、令和5年度に刊行された報告書の中から115号墳、291号墳、滅失古墳1～3号の出土遺物を実見することにより、西都原古墳群に対する理解を深めてもらう機会とした。(橋本)

⑥考古博物館少年団

小学生25名・中学生4名が、年間を通して古代生活体験を中心とした活動を行った。本年度は6月から2月の期間に9回計画し、天候不順の影響も無く、全回実施した。(橋本・後藤)

	実施日	活動内容
第1回	6月30日(日)	結団式・博物館内見学
第2回	7月27日(土)	埴輪の学習、埴輪づくり
第3回	8月24日(土)	勾玉・石庖丁制作、弓矢体験
第4回	9月23日(月休)	20周年イベント参加 (勾玉・石庖丁体験補助)
第5回	10月26日(土)	局部磨製石斧制作・木の伐採
第6回	11月3日(日祝)	古墳まつり参加(勾玉体験補助)
第7回	12月8日(日)	土器作り(成形)
第8回	1月19日(日)	土器作り(焼成)・古代食
第9回	2月24日(月休)	1年の振り返り／解団式



2024年度考古博物館少年団

⑦開館20周年記念イベント「～古代の風を感じて～考古博で秋フェス」

2024年9月23日（月・振替休日）に「考古博で秋フェス」と題して、古代体験イベントのほか、ステージイベント（バンド演奏）、マルシェ（物販・体験）・木製のおもちゃ遊具コーナー、花の苗無料配布、キッチンカーを呼んだイベントを実施した。曇り時々小雨の天気であったが、2,952人の来場者があった。（後藤）

（2）学校教育との連携

①学校教育への支援

学校団体（小・中・高校）の来館時、展示室見学前に当館の展示物や西都原古墳群についてスライドショーで概要説明を行っている。また、英語弁論大会や教育研究会等の会場としてホールを貸し出している。

②職場体験・インターンシップ等

- ・大原簿記公務員専門学校生のインターンシップ

期間：8月6日（火）

実習生：大原簿記公務員専門学校宮崎校公務員科1年6名

- ・宮崎県庁インターンシップ

期間：8月27日（火）（台風接近のため1日のみ実施）

実習生：宮崎公立大学人文学部国際文化学科3年1名

熊本学園大学経済学部リーガルエコノミクス学科3年1名

愛媛大学社会共創学部地域資源マネジメント学科3年1名

- ・県立佐土原高等学校生のインターンシップ

期間：10月23日（水）～25日（金）

実習生：宮崎県立佐土原高等学校産業デザイン科2年3名

- ・西都市立三納小中学校の職場体験学習

期間：10月23日（水）～25日（金）

実習生：西都市立三納中学校2年2名

- ・西都市立妻中学校生の職場体験学習

期間：11月28日（木）

実習生：西都市立妻中学校2年3名

- ・博物館見学（大学の博物館学芸員養成の一環として行われる施設見学を当館で実施）

九州保健福祉大学

期間：10月20日（土）

参加人数：学生14名、教員2名

（橋本・後藤）

5 情報発信

各種媒体を用いて当館の活動について発信し、一人でも多くの方に来館し、体験していただくように活動を行っている。主な取組の内容は下記のとおりである。

（1）広報活動

報道機関への当館活動についての情報提供は、特別展等の展示会関連で4回、講演会・考古博講座、体験・実験講座に関して11回、考古博少年団の募集について1回、館に関するお知らせを2回

行った。

①様々な広報媒体を使つての情報発信

当館HPやSNS（Facebook）を活用して当館の活動内容を発信したほか、幅広い媒体で当館が紹介されることを目指して、雑誌やテレビの取材への協力を行った。

②観光事業団体等との連携による情報発信

・大型商業施設イオン宮崎でのポスター掲示

展示会Ⅰの告知のため、7月17日（水）～23日（火）の7日間、展示会Ⅱの告知のため10月16日（水）～22日（火）の7日間、1階エスカレーター入口にポスターを掲示した。

（2）博物館ホームページ等

博物館ホームページについては、年間通して158回更新し、館行事の告知や諸連絡を行った。その他、当館のFacebookページを年160回更新し、館行事の案内に加え、速報的に展示会や講座等の紹介や準備の様子を掲載し、当館の活動を知っていただく機会とした。

なお、ホームページのアクセス数は、「年間総ヒット数」2,525,079件、「総ページビュー数」263,915件、「総訪問者数」149,037件で、3つの件数とも昨年度を上回っている。中でも、年間総ヒット数と総訪問者数は、過去9年間で最高を記録した。当サイトを訪れたユーザー数である訪問者数で月別の動向を2024（令和6）年と比較すると、すべての月で10,000件を超える来訪者数があり、昨年度を上回った。特に10・3月は確たる理由は不明であるが、コスモス・菜の花・桜等の花の時期にアクセス数が増加していることから、「花まつり」や「古墳まつり」など周辺イベントと相乗し多くの人の博物館への関心が生まれたことがうかがわれる。（後藤）

6 館運営

（1）県民等からの意見の反映

2024（令和6）年度に来館者、講座等参加者に記入をお願いしたアンケートについては、「来館者アンケート」1,110件であった。なお、アンケートの集計結果についての詳細は、別頁の資料2で提示する。

（2）県民等との協働

①「NPO法人iさいと」の活動概要

「特定非営利活動法人iさいと」は2009年から16年にわたって運営支援業務にかかわりながら、多岐にわたる活動を行ってきた。これは、開館当初からの「博物館（県）」「ボランティア（西都原ボランティア協議会）」「NPO（iさいと）」の三者が協働して博物館の活動や運営にあたるというコンセプトに基づいたものである。特に今年度は「開館20周年記念式典」をはじめとした各種イベントが開催され、ボランティアと共に協力を行った。

今年度は来館者数が徐々に戻りつつあるが、団体利用や学校団体の利用が減少し、いまだコロナ前の状況には程遠いと言える。今後は県外からの修学旅行生受け入れやツアー会社への働きかけを強化することも重要だと考える。

一方、ボランティア活動については開館から20年という年月が経ち、ボランティアの高齢化と新たなボランティアの発掘が直近かつ最大の課題となっている。

運営支援の一環である博物館の認知度向上や誘客活動については、年2回のミュージアムコンサートや「はにわんグランプリ」に加え、館と共催して開館20周年を盛り上げる企画を連日ミュージ

アムショップにて開催した。広報にも力を入れ、各メディアに取り上げて頂いた。

③運営業務の内容及び成果

○コーディネート業務

・運営支援業務の企画作成及び運営

常勤スタッフ2名、非常勤スタッフ3名を配置し、運営支援業務を行った。また当法人の本部スタッフが随時事業のサポートを行った。

西都原ボランティア協議会（以下、協議会と称する）の運営は、事務局として月1回の世話役会に参加し役員の意見や疑問に丁寧に対応した。協議会の活動や、経理業務等の支援を行い、館との橋渡しを常に行い事業運営の推進を図った。また、館主催開催20周年の秋のイベントの際には、自主事業であるミュージアムショップの関連業者の方などに声掛けを行い、イベントを盛り上げるためのコーディネートも行った。

・ボランティアガイドの募集（随時）と配置

ボランティア募集に関しては、ガイド自身の口コミで広がる活動に繋げた。館内ではパンフレットを来館者の目に留まるところに置き、エレベーター内にも掲示を行った。また館内外で開催される講演会や西都原連絡会の会員に配布・案内の協力依頼を行った。当法人や協力団体が運営する各種公共施設やその施設における講座等の会場においても随時募集パンフレットの配布を行った。加えて、当法人が運営する1階ミュージアムショップにおいて、ボランティアの活動や過去の館外研修の模様を収めた映像を流し、来館者に対する動画案内も実施し各種講座・イベントの告知と併せてボランティア募集を行った。新規ボランティア獲得については募集チラシの配布や勧誘を宮崎市（市民活動センター）に広げ、大学生のインターンシップを受け入れるなど新たな模索を行った。今年は宮崎市民活動センターに設置していたチラシを見て登録につながった方や、ボランティアからの声掛けで入会につながった方もいた。

ボランティア配置については、博物館や古墳群等の案内ガイド・古代生活体験館における指導員補助は、個々のボランティアの月間活動予定を集約し、その上で予約状況に応じたボランティアの配置を行った。特に今年度は20周年という事もあり、ボランティアガイド自ら進んで、研修会で学んだことをより多くの来館者に伝えたいとの思いから、展示期間中のガイド活動に尽力した。学校団体に対する見守りガイドについては、運営支援事務局スタッフも来館時見守りガイドとしてボランティアと協力して対応を行った。

○ボランティアガイド研修

※令和6年度実施実績

研修内容	実施回数
館内展示解説研修	7回
ボランティアガイド交流会	3回
一般研修・講座	8回
館外研修	2回
館主催の講座・講演会への参加・協力	13回

・定期研修（展示解説研修・学芸によるガイド）

来館者を案内するうえで必要となる各種研修や講座を企画・実施した。新規のボランティアガイド、ベテランのボランティアガイドのどちらにとっても学びの多い講座となるように構成して実施した。

○館外研修・防災訓練など

・日帰り館外研修

研修場所：内藤記念博物館・延岡城跡

西都市の福祉バスを利用し午前中に内藤記念博物館、午後に延岡城での見学・研修を行った。

・館外一泊研修

研修場所：壱岐

前回と同様ボランティアの体力面も考慮し、飛行機（宮崎⇄福岡）・フェリー・バスでの移動となった。「大陸との交渉に重要な役割を果たした壱岐」と題し、学芸普及担当の松本氏にコーディネーターとして同行いただき、企画展1と市民の考古学講座で学んだ魏志倭人伝に絡めた内容の研修となった。



・避難訓練

防災訓練は、館職員が半勤体制での地震発生時の避難誘導や、AEDを使用した救命措置の実習をボランティアと共にを行った。

・ボランティア協議会事務局運営

西都原ボランティア協議会（以下、協議会とする）事務局として月1回の世話役会に参加し役員の意見や疑問に丁寧に対応した。協議会の活動や経理業務等の支援を行い、館との橋渡しを常に行い事業運営の推進を図った。ボランティアガイドの会員同士や館職員との交流の機会を増やす目的から忘年会を取りやめ年3回の茶話会へと変更実施した。会員同士での対面交流を大事にする協議会の支援を行う事務局運営となった。

○博物館友の会会員募集及び企画作成

・西都原考古博物館友の会会員募集

友の会会員募集については、募集チラシの作成・配布はもちろん、館内外の施設での掲示及び設置や、開催される各種の講座・講演、会合の場での案内も行った。同時にSNS等による案内やミュージアムショップでの声掛けなど募集に努めた。今年度はショップでの声掛けの効果が大きく、15名の新規加入をいただいた。

・西都原考古博物館友の会事業

会員特典として本来はボランティアのみを対象とした各種研修参加やミュージアムショップでの割引販売を継続実施した。また、会員向けの「友の会ニューズレター」送付時に博物館開催の展示会や講演会のチラシ、ミュージアムショップで取り扱う考古関連書籍等の紹介も同封した。

○団体受付および団体受け入れ計画案の作成

団体受付については、事前に電話やFAXでの（利用申し込み書による）申し込みを受領後、内容等をチェックし、受付確認書を発行した。ガイド依頼のある分については、可能な限りボランティア配置を行った。学校団体利用の際は、見守り活動として複数人のガイドを配置した。予約状況に

については事務室ホワイトボードに書き出し、誰でもが確認・共有できるよう行った。

○講座体験活動の運営補助、材料発注および購入

講座体験活動の運営補助として、古代生活体験館指導員の補助活動と、講座体験活動に必要な材料確保を行った。毎日の売り上げの集計し月末には材料の在庫数量の確認（棚卸）を行ったうえで体験館指導員、古代生活体験館担当学芸員と協議し材料の発注・購入を行った。

(NPO法人 iさいと 杉田)

2024年（令和6）年度 団体予約件数年度合計

2024（令和6）年4月1日～2025（令和7）年3月30日

	団体予約件数	予約人数	博物館予約件数	古墳群予約件数	体験館予約件数
予約総数	216	6,210	181	114	73
うち県外	79	1,489	71	56	7
実績	204	5,883	173	106	70
キャンセル	12	327	9	9	3

※予約が複数施設利用の場合があるため合計は一致しない。

	学校種別					学校関係	社会教育関係	幼稚園 保育園 児童クラブ	観光関係	福祉関係	官公庁関係	その他 (個人等)	統計
	小学校	中学校	高校	専修 学校 大学	その他								
予約件数	33	7	6	3	1	50	4	10	54	28	2	68	216
うち県外	0	0	5	2	0	7	0	0	48	0	1	23	79
実績	32	7	6	3	1	49	4	10	50	26	2	63	204
キャンセル	1	0	0	0	0	1	0	0	4	2	0	5	12
予約人数	2,034	327	281	88	153	2,883	87	219	1,072	528	26	1,395	6,210
うち県外	0	0	262	70	0	332	0	0	954	0	16	187	1,489
実績	1,914	327	281	88	153	2,763	87	219	1,001	483	26	1,304	5,883
キャンセル	120	0	0	0	0	120	0	0	71	0	0	91	327

修学旅行	小学校	中学校	高校	その他	合計
			1		1

2024（令和6）年度 iさいと事業概要

実施日	実施・開催項目	参加人数
8月4日	市民の考古学講座(第3回) 講師:武末 純一氏(奴国の丘歴史資料館名誉館長)	15名
8月10日	博物館から飛びだす講座:企画展Ⅰ 「海がつなぐ古代世界～対馬・西海・日向～」 講師:学芸普及担当 松本	10名
11月16日	博物館から飛びだす講座:企画展Ⅱ 「土偶の美」と「縄文の美」～東北日本と九州～ 講師:学芸普及担当 今塩屋	13名
2月15日	自転車で巡るこの時期だけの絶景古墳ツアー 講師:西都原ボランティア協議会ボランティア	16名

(3) 職員の資質向上

県の各機関が実施する研修会等については、対面が増加しつつあるが、オンライン方式も併用で開催された。館内での研修については、コンプライアンス関連研修、人権問題についての研修を行った。

(4) 危機管理体制の強化

7月に危機管理に関する館内研修を実施し、発生する可能性のある危機への心構えと対処について職員全員で考える機会とした。また、同日に救命訓練の一環として、3年ぶりに対面で心肺蘇生

法の実技訓練を行った。

さらに、2月に地震等の有事の際に、来館者・職員等が無事に避難できるように、通報・初期消火・避難誘導の訓練を実施した。

(5) 施設・設備の管理

施設・設備の保守業務等は、警備業務、清掃業務、空調自動制御機器保守業務、環境整備業務など年間30件以上におよぶ契約を外部に委託し、維持管理に努めた。

本館は開館から21年が経過しており、施設・設備の老朽化が進み、機器の更新時期を迎えているものも多い。大規模な修繕については膨大な予算を伴うため関係機関と協議しながら、計画的に修繕・改修を行っている。小規模な修繕については予算の範囲内でその都度行っている。令和6年度は、エレベーター、消防設備、自動ドア等の修繕を実施した。(三秋)

7 資料その他

(1) 職員の研究・活動等記録

東 憲章（考古学）

①講演・学会発表等

- ・宮崎考古学会総会「地下式横穴墓調査の効率化と安全性の確保について～国富町本庄で発見された地下式横穴墓の調査～」2024年5月12日
- ・物理探査学会第151回（2024年度秋季）学術講演会・特別講演「宮崎県立西都原考古博物館における地中レーダー探査の取り組み」2024年12月5日

②著書・論文等

- ・「宮崎の埴輪」『季刊邪馬台国』第145号
埴輪大研究－埴輪から見る古墳時代の日本梓書院 2024年12月

日高 広人（考古学）

②著書・論文等

- ・「ミュージアム・コレクション いにしえの輝きを取り戻した古代刀剣」『本郷 No.171』吉川弘文館 2024（令和6）年5月
- ・「約90年ぶりの古墳再発見～西都原古墳群圖に記された清水地区の古墳～」(今塩屋毅行との共著)『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第21号 2025年3月

③その他

- ・宮崎考古学会会員

松本 茂（考古学・民俗学）

①発表・講演等

- ・「縄文人はクジラを獲ったか？～日本新石器時代における捕鯨活動の可能性を探る～」『2024新北市國際考古論壇 考古學中的動物群相』 2024（令和6）年4月18日
- ・「考古・民族・民俗事例からみた収獲具の様相～なぜ石庖丁が選ばれたのか？～」『2024年度 宮崎考古学会総会』2024（令和6）年5月12日
- ・「地域資源としての考古学情報」宮崎大学地域資源特論Ⅱ（人文科学）講義 2024（令和6）年6月8日

- ・「西都原考古博物館開館20周年記念特別展 展示会Ⅰ 海がつなぐ古代世界～対馬・西海・日向～」
『2024年 博物館から飛び出す講座Ⅰ』2024（令和6）年8月10日
- ・「縄文人はクジラを獲ったか？～長崎県つづめのはな遺跡と宮崎県松添貝塚の出土資料から～」
『令和6年度展示会Ⅰ「海がつなぐ古代世界～対馬・西海・日向～」関連講座』
2024（令和6）年9月1日
- ・「油津の鯨魂碑とその周辺」『宮崎民俗学会例会（9月）』2024（令和6）年9月15日

②著書・論文等

- ・「藤木・桑波田報告へのコメント」『旧石器考古学』89 2025（令和7）年3月
- ・（編著）『西都原考古博物館開館20周年記念特別展 海を越えたヒト・モノ・ココロの交流史 展示会Ⅰ 海がつなぐ古代世界～対馬・西海・日向～』2024（令和6）年7月
- ・（翻訳）李作婷「植物珪酸体からみた台湾先史時代における穀物農耕の起源」『人類誌集報』19 2025（令和7）年1月
- ・（児玉めぐみ・竹中美智子・永友加奈子・那須浩郎との共著）「宮崎県西都市実験水田における雑草調査について－2024年の調査概要－」『人類誌集報』19 2025（令和7）年1月

③その他

- ・宮崎考古学会役員
- ・宮崎民俗学会役員
- ・日本考古学協会会員
- ・水田稲作技術比較研究プロジェクトメンバー
- ・日本旧石器学会会誌委員
- ・生き物文化誌学会会員

橋本 英俊（考古学）

②著書・論文等

- ・「体験・実験講座で使用する材料の調達－令和6年度体験・実験講座ノート－ 後藤清隆との共著」
『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第21号 2025年3月

③その他

- ・南九州城郭談話会会員
- ・日本文化財科学会会員
- ・宮崎考古学会員
- ・宮崎縄文研究会会員

今塩屋毅行（考古学）

①講演・学会発表等

- ・「地域の様相 日向」『集落と古墳の動態Ⅴ－総括（弥生時代終末期～飛鳥時代）－』第25回九州前方後円墳研究会佐賀大会 於：アバンセホール 2024（令和6）年6月9日

②著書・論文等

- ・「地域の様相 日向」『集落と古墳の動態Ⅴ－総括（弥生時代終末期～飛鳥時代）－』第25回九州前方後円墳研究会佐賀大会発表資料集2024（令和6）年6月
- ・「墳墓に樹立された壺とその意味－日本国宮崎県（日向）における「壺形埴輪」導入前夜の様相－」
「樹立於墳墓之壺其意義－日本國宮崎縣（日向）導入「壺形埴輪」前夜之状況－」『遺址十三』三號
2024（令和6）年10月
- ・（編著）『西都原考古博物館開館20周年記念特別展 海を越えたヒト・モノ・ココロの交流史 展示会Ⅱ「土偶の美」と「縄文の美」～東北日本と九州～』2024（令和6）年10月
- ・（編著）『特別史跡西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書（XXVI）』2025（令和7）年3月

- ・「約90年ぶりの古墳再発見～西都原古墳群圖に記された清水地区の古墳～」(日高広人との共著)
『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第21号 2025年3月

③その他

- ・日本考古学協会会員
- ・九州考古学会会員
- ・宮崎考古学会会員

後藤 清隆 (教育普及)

②著書・論文等

- ・「体験・実験講座で使用する材料の調達ー令和6年度体験・実験講座ノートー 橋本英俊との共著」
『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第21号 2025年3月

日高 風海斗 (考古学)

②著書・論文等

- ・(編著)『西都原考古博物館開館20周年記念特別展展示会Ⅲ 美と権の装身具～玉が映した宮崎の古墳文化～』2025(令和7)年1月
- ・「宮崎県日南市風田に所在する狐塚古墳出土の方形ガラス玉について」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第21号 2025(令和7)年3月

③その他

- ・九州考古学会会員

(2) 刊行物

2024(令和6)年度の当館の刊行物、および当館が編集に携わった報告等は、以下のとおりである。

①開館20周年記念特別展展示会Ⅰ『海がつなぐ古代世界～対馬・西海・日向～』

2024(令和6年)7月6日発行 A5版56頁

対馬・西海・日向と三つの異なる海とそこに暮らした人々の歴史を、縄文時代以降の考古資料、現代の民俗・民族資料をもとに読み解く内容とした。

また、日向灘及び四国の伊予灘における漁業に関連した特論『小型帆掛けイカダによるフカ漁』を渡辺一弘氏(宮崎民俗学会)に、『愛媛県伊予灘のフカ鮎』を沖野新一氏(唐崎旧石器研究会)に執筆を依頼した。
(松本)

②図録 開館20周年記念特別展展示会Ⅱ『「土偶の美」と『縄文の美』～東北日本と九州～』

2024(令和6年)10月5日発行 A5版64頁

東北日本(東北・関東・中部地方)と九州の土偶や岩偶、その他関連資料の比較を通しその交流から宮崎の縄文時代をひもとくことをテーマとした。それらの多様性や変遷から縄文時代の精神文化発展の背景について考え、日本列島南北の縄文土器の造形美について紹介し、それを成し得た背景について解説、考察を行った。
(今塩屋)

③図録 開館20周年記念特別展展示会Ⅲ『美と権の装身具～玉が映した宮崎の古墳文化～』

2025(令和7年)1月18日発行 A5版32頁

「玉」から宮崎の古墳文化の特質や魅力を探ることをテーマとし、「玉」自体のもつ美しさや装身具として使用されることによる権威の象徴としての側面を解説・紹介した。また、県内出土の海外

からもたらされた「玉」からは、海を介した列島内外の交流が行われていたこと、人物埴輪からは当時の人々のファッションや流行を知ることができる点も合わせて解説を行った。（日高風）

④『特別史跡西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書（X X VI）』

2025（令和7）年3月 宮崎県教育委員会刊行 A4版6頁

第3支群に所在する大正年間に調査された156号墳の再発掘調査及び西都原265号墳（船塚）の保存整備についての概要報告書。宮崎県教育委員会が文化庁の国庫補助を受けて刊行した。（今塩屋）

⑤『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第20号

2025(令和7)年3月31日刊行 A4版88頁

当館の職員による研究成果の公開と周知を目的として刊行している。当該年度は論考等5本を所収した。掲載論文等のタイトルは下記のとおり。

- ・田中 祐紀：丸山遺跡発掘調査報告（縄文時代早期編）
 - ・栞畑 光博：丸山遺跡の縄文時代早期土器の放射性炭素年代測定結果について
 - ・日高 広人・今塩屋 毅行：約90年ぶりの古墳再発見～西都原古墳群圖に記された清水地区の古墳～
 - ・日高 風海斗：宮崎県日南市風田に所在する狐塚古墳出土の方形ガラス玉について
 - ・後藤 清隆・橋本 英俊：体験・実験講座で使用する材料の調達—令和6年度体験・実験講座ノート—
- （松本）

[資料2] 2024（令和6）年度 本館来館者アンケート集計結果

- 1 集計結果 2024年4月～2025年3月
- 2 回答数 本館展示室への来館者の回答1,110件
- 3 結果 表の上段は実数、下段は割合（％）※割合は小数点第一位まで、以下四捨五入

（1）年齢

10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
141	165	113	64	70	107	284	944
14.9%	17.5%	12.0%	6.8%	7.4%	11.3%	30.1%	100%

（2）来館者居住地

県内	県外	国外	無記入	合計
520	391	13	41	965
53.9%	40.5%	1.4%	4.3%	100%

居住地内訳①県内

西都市	宮崎市	延岡市	日向市	都城市	日南市	串間市	小林市	えびの市	西臼杵郡		
69	287	26	23	32	8	0	5	0	0		
12.8%	53.4%	4.8%	4.3%	6.0%	1.5%	0%	0.9%	0%	0%		
東臼杵郡	東諸県郡	都農町	川南町	高鍋町	新富町	児湯郡	北諸県郡	西諸県郡	無記名	県内計	
4	17	2	9	15	11	4	2	6	17	537	
0.7%	3.2%	0.4%	1.7%	2.8%	2.0%	0.7%	0.4%	1.1%	3.2%	100%	

*比率は「県内計」が分母

居住地内訳②県外（九州・山口）

福岡県	長崎県	佐賀県	大分県	熊本県	鹿児島県	沖縄県	小計
48	8	2	15	16	29	1	119
12.3%	2.0%	0.5%	3.8%	4.1%	7.4%	0.3%	30.4%

* 比率は「県外計」が分母

居住地内訳③県外（北海道・山口県を除く本州・四国）

北海道	東北地方	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県	関東地方	大阪府	京都府	
8	9	64	31	13	10	6	23	10	
2.0%	2.3%	16.4%	7.9%	3.3%	2.6%	1.5%	5.9%	2.6%	
兵庫県	近畿地方	北陸・中部・甲信	東海地方	中国地方	愛知県	広島県	四国地方	無記名	県外計
18	5	10	6	8	20	3	4	24	391
4.6%	1.3%	2.6%	1.5%	2.0%	5.1%	0.8%	1.0%	6.1%	100%

* 比率は「県外計」が分母

(3) 来館回数

初めて	2回目	3回目	4回目	5～9回	10回以上	合計
525	143	55	43	70	101	973
56.0%	15.2%	5.9%	4.6%	7.5%	10.8%	100%

(4) 来館目的やきっかけ(複数回答あり)

観光	学習	通りがかり	旅行	展示会	その他	合計
439	243	178	20	97	126	1103
39.8%	22.0%	16.2%	1.8%	8.8%	11.4%	100%

* その他…体験講座／帰省／ランチ／講座参加／花見／ドライブの途中

(5) 博物館を知った媒体(複数回答あり)

新聞	雑誌	T V	ラジオ	ポスター・チラシ	家族	知人	H P	F B	その他	合計
45	56	89	16	58	316	151	116	20	219	1086
4.1%	5.2%	8.2%	1.5%	5.3%	29.1%	13.9%	10.7%	1.8%	20.2%	100%

* その他…地元の人情報／学会からのお知らせ／講座案内／偶然／市報／西都原の案内板／マップアプリ

(6) 交通手段

自家用車	タクシー	貸切バス	徒歩	バス・タクシー	バス・徒歩	バイク	自転車	レンタカー	合計	合計
748	4	24	10	11	11	9	14	85	その他	937
79.8%	0.4%	2.5%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.5%	9.1%	2.2%	100%

(7) 滞在時間

30分以内	30分～1時間	1～2時間	2～3時間	3時間以上	合計
72	469	326	46	28	944
7.9%	49.7%	34.5%	4.9%	3.0%	100%

(8) 満足度

大いに満足	概ね満足	普通	やや不満	大いに不満	合計
583	244	61	31	25	944
61.8%	25.8%	6.5%	3.3%	2.6%	100%

4 分析

(1) サンプル数について

分析対象のサンプル数は1,110件であるため、これは2024（令和6）年度の本館入館者数70,706名の約1.8%にあたる。

(2) 分析結果

* 来館者の年齢

10歳未満・10歳代が昨年度より増加し、両年代合わせて4.4%増加している。全体としては、特に高齢者の方々が当館を選び、ご来館いただいたことに変わりはないが、10歳未満・10歳代の来館が増加したことについては、20周年イベントや体験講座等を通して、当館の働きかけが功をなしたと考えられる。

* 来館者の居住地

来館者居住地の県内：県外の比率は前年度に比して大きな変化はみられない。例年通り、約6：4に近い割合となっている。

* 博物館を知った媒体

昨年度と比較すると各媒体の割合はおおむね同じであった。基本的に家族・知人の口コミで当館の活動を知っていただいている状況がうかがえる。ホームページの閲覧数も増加していることから、今後は口コミに加えホームページ等の積極的な情報更新が求められる。

* 満足度

「大いに満足」・「おおむね満足」合わせて約88%の来館者にご満足いただいている。特に「大いに満足」の割合が昨年度より7.4%増加したことは特筆される。周年行事や展示会関連イベントの催しに加え、アンケート結果をもとにした来館者の傾向把握や展示会・館内の改善等、様々な面への対策が高評価を得たと考えられる。

（日高広・後藤）

IV 関係法規等、その他

1 条例、規則等

県立西都原考古博物館条例

(平成15年9月26日 条例第42号)

最終改正 令和5年3月22日条例第20号

(設置)

第1条 特別史跡西都原古墳群の保存及び活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）を設置する。

(構成)

第2条 西都原考古博物館は、次の表の左欄に掲げる施設をもって構成し、その位置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
考古博物館	西都市大字三宅字西都原西5670番
西都原古代生活体験館	同

(事業)

第3条 西都原考古博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関する事業
- (2) 博物館資料に関する展覧会、講習会、研究会等の開催に関する事業
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事業
- (4) 古代の生活様式、技術等の体験に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、西都原考古博物館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 西都原考古博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第5条 西都原考古博物館の施設又は設備を利用しようとする者は、別に条例で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の表に規定する考古博物館に係る第1条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成16年4月16日までの間においては、同条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項」とあるのは、「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」とする。

附則（平成16年3月26日 条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

県立西都原考古博物館管理規則

(平成15年10月31日 教育委員会規則第15号)

最終改正 令和6年4月1日教育委員会規則第3号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、県立西都原考古博物館条例（平成15年宮崎県条例第42号）第6条の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 所掌事務及び職制

(所掌事務)

第2条 西都原考古博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (2) 予算の執行及び決算に関すること。
- (3) 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) 宮崎県博物館協議会に関すること（西都原考古博物館の運営に関することに限る。ただし、委員の任免を除く。）
- (7) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、整理、保管、修理及び展示に関すること。
- (8) 博物館資料に関する標本、模写、模型、写真、文献、図表、フィルム等の作成に関すること。
- (9) 博物館資料の利用及び展示品の解説並びにその指導に関すること。
- (10) 展覧会、講習会、体験講座及び研究会等を主催し、並びにその開催を援助すること。
- (11) 博物館資料の専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (12) 西都原古墳群の専門的な調査研究及び整備に関すること。
- (13) 他の博物館、学校その他の関係機関との協力及び情報交換に関すること。
- (14) 博物館資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (15) その他西都原考古博物館の管理運営に関すること。

(職及び職務)

西都原考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
館 長	館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副 館 長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。
学 芸 員	上司の命を受けて、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他専門的事項を処理する。
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主 事	上司の命を受けて、事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技 師	上司の命を受けて、技術に従事する。

2 前項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
参 事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副 参 事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主 幹	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副 主 幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
主 査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。

- 3 前2項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。
- 4 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
- 5 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
- 6 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
- 7 第1項に規定する館長の職は、非常勤とすることができる。

(その他の職)

第4条 前条に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、その他の職員の職として、技術員を置く。

- 2 技術員は、上司の命を受けて、技能又は労務に従事する。

第5条 削除

第3章 開館等

(開館時間等)

第6条 西都原考古博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。

- 2 ホールの開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前10時から午後5時までとする。
- 3 展示室の入室時間は、午前9時30分から午後5時までとする。
- 4 館長は、必要と認めるときは、臨時に前3項の開館時間又は入室時間を変更することが出来る。

(休館日)

第7条 西都原考古博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）
- (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。）
- (3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- (4) 特別整理期間（あらかじめ、館長が定めて公示する期間）

- 2 館長は、必要があると認めるときは、臨時に前項各号に掲げる休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(入館制限等)

第8条 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他入館しようとする者が次に掲げる行為をするおそれがあると認められるときは、入館を制限し、又は拒絶することができる。

- (1) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱す行為
- (2) めいてい等により公衆に迷惑をかける行為
- 2 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 前項第1号及び第2号に掲げる行為をしないこと。
 - (2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる行為をしないこと。
 - (3) 許可なく展示品に触れたり、写真撮影、模写等をしないこと。
 - (4) 指定する場所以外において喫煙又は飲食をしないこと。
 - (5) その他関係条例、規則及び西都原考古博物館の係員の指示に従うこと。
- 3 館長は、入館者が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

第4章 施設の使用

(使用許可)

第9条 次の表の左欄に掲げる施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、同表の右欄に掲げる提出期限までに施設等使用許可申請書（別記様式第1号）を館長に提出して、使用許可を受けなければならない。ただし、館長が必要と認めるときは、提出期限を変更することができる。

施設等	提出期限
ホール及びホール設備	使用日の2日前の日

- 2 使用許可は、施設等使用許可書（別記様式第2号）により行うものとする。
- 3 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他使用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可しないものとする。
 - (1) 施設等使用許可申請書の内容に偽りがあるとき。
 - (2) 営利を主たる目的とするとき。
 - (3) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (4) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

4 館長は、必要があるときは、使用許可に条件を付けることができる。

(変更の許可)

第10条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、施設等使用変更許可申請書（別記様式第3号）を館長に提出して、使用変更許可を受けなければならない。

2 使用変更許可は、施設等使用変更許可書（別記様式第4号）により行うものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による使用変更許可について準用する。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、第8条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可された使用の目的又は条件に違反しないこと。

(2) 施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用後の検査)

第12条 使用者は、使用を終了したときは、自己の負担において直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定により施設等を原状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 館長は、使用者が第9条第3項の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第11条の規定に違反すると認めるときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による使用許可の取消し又は使用中止の場合に準用する。

3 第1項の規定による使用許可の取消し又は使用中止によって使用者に損害が生じて、県は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

第5章 使用料の還付等

(使用許可の取消しの申出)

第14条 使用者は、使用許可の取消しの申出をするときは、施設等使用許可取消申出書（別記様式第5号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の施設等使用許可取消申出書の提出があったときは、当該許可を取消し、その旨を申出者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第15条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）別表第1に定める西都原考古博物館使用料に係る使用料条例第5条第3号に規定する使用前とは、使用日の前日以前とする。

2 使用料条例第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第6号）を館長に提出しなければならない。

第6章 博物館資料の利用

(博物館資料の館内利用)

第16条 図書資料は、館内の所定の場所において利用することができる。

2 博物館資料（図書資料を除く。）を学術の研究のため特に利用しようとする者は、博物館資料館内利用承認申請書（別記様式第7号）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の博物館資料館内利用を承認したときは、申請者に博物館資料館内利用承認書（別記様式第8号）を交付するものとする。

(図書資料の複写)

第17条 図書資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき、利用者の調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分について行うものとする。

2 図書資料の複写を依頼しようとする者は、図書資料複写申込書（別記様式第9号）を館長に提出しなければならない。

3 次に掲げる図書資料は複写しないものとする。

(1) 技術的に複写が困難な図書資料

(2) 複写することによって損傷のおそれのある図書資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が複写することを不適当と認めた図書資料

4 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

17条の2 前条の規定により、図書資料の複写を依頼しようとする者は、当該図書資料の複写に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の図書資料の複写に要する経費は、次の表に定める額とし、同費用は前納しなければならない。

区 分	単 位	金 額
電子複写（単色のもの）	複写1面につき	10円

(博物館資料の館外利用)

第18条 博物館資料の館外貸出しを受けようとする者は、博物館資料館外貸出承認申請書（別記様式第10号）を館長に提出しなければならない。

2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。

- (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により文部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が指定した博物館に相当する施設
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (3) 市町村立の歴史民俗資料館等で県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定めるもの
- (4) その他教育長が適当と認めるもの

3 第1項の館外貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

4 館長は、館外貸出しを決定したときは、申請者に博物館資料館外貸出承認書（別記様式第11号）を交付するものとする。

5 館長は、西都原考古博物館の都合により必要と認めるときは、前項に規定する館外貸出しの期間中であっても、博物館資料の返還を求めることができる。

(弁償)

第19条 入館者、使用者又は利用者（第16条から前条までに規定する博物館資料の利用を受ける者をいう。）が、博物館資料、設備若しくは備品を亡失し、破損し、又は汚損したときは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

第7章 寄贈及び寄託

(博物館資料の寄贈及び寄託)

第20条 博物館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館資料寄贈寄託申込書（別記様式第12号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の寄贈又は寄託の引受けを決定したときは、寄贈者又は寄託者に博物館資料寄贈寄託受領書（別記様式第13号）を交付するものとする。

3 寄託を受けた博物館資料は、西都原考古博物館所蔵の資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、天災その他不可抗力によって生ずる損害については、賠償の責めを負わないものとする。

4 寄託を受けた博物館資料は、寄託者の申請又は西都原考古博物館の都合により返却することができる。

第8章 雑則

(博物館資料の選定及び評価)

第21条 博物館資料の選定及び評価をするに当たっては、埋蔵文化財価格評価員に関する規程（昭和44年3月15日文化庁長官裁定）に準じ、原則として学識経験者の意見を徴するものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第6条第1項、第2項及び第3項の規定は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第5項の規定については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「前4項」とあるのは「前項」とし、「入室時間」とあるのは「入館時間」とする。

3 第7条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「西都原考古博物館」とあるのは「西都原古代生活体験館」とする。

附則（平成16年4月15日教育委員会規則第15号）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の県立西都原考古博物館管理規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の県立西都原考古博物館管理規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成18年3月30日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月30日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月31日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成23年7月21日 教育委員会規則第6号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附則（令和2年2月25日教育委員会規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月30日教育委員会規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年4月1日教育委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

県立西都原考古博物館 施設利用取扱要綱

（平成17年12月1日）

（趣旨）

第1条 この要綱は、県立西都原考古博物館管理規則（平成16年宮崎県教育委員会規則第15号、以下「規則」という。）

第22条の規定により県立西都原考古博物館（以下「博物館」という。）の取り扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において施設利用とは、規則第4章に規定する施設以外の利用をいう。

（施設利用承認）

第3条 館長は、次に掲げるものに、必要な条件を付して施設利用を承認するものとする。

（1）教育、学術又は文化に関する事業の用に供することを目的とする国 地方公共団体及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関

（2）その他館長が特に必要があると認めるもの

2 施設を利用しようとするものは、「施設利用承認申請書」（様式第1号）に利用計画書を添付し利用期日の10日前までに提出しなければならない。

3 施設の利用承認は、「施設利用承認書」（様式第2号）を交付し、「施設利用受付台帳」（様式第3号）に記録する。

（利用時間）

第4条 利用時間は、原則として午前10時00分から午後5時30分とする。但し休館日は除く。

（利用の制限）

第5条 館長は、承認を行うにあたり、次の各号の1に該当しないと認める場合に承認するものとする。

（1）申請書の内容に偽りがあると認められるもの

（2）公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるもの

（3）火気の使用（但し、館長の許可を受けた場合を除く）及び営利活動に該当すると認められるもの

（4）その他利用が適当でないと認められるもの

（利用者の遵守事項）

第6条 利用を承認されたものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）承認された利用の目的又は条件に違反しないこと

（2）施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと

2 前項の規程に反する行為があるものについては利用を取り消し、又は中止させることができる。

3 取り消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償責任を負わないものとする。また、盗難、事故等についても一切責任を負わない。

（利用の場所）

第7条 利用は、館長が指定した場所で行うものとする。

（利用後の検査）

第8条 利用者は、利用後 自己の負担において直ちに現状に回復しなければならない。

2 前項の規程により現状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

（利用に要する費用）

第9条 利用に要する費用は、利用した者が負担するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年12月1日から適用する。

宮崎県教育関係使用料及び手数料徴収条例

(平成13年3月29日条例第23号)

改正 平成14年3月27日条例第19号

平成15年9月26日条例第42号

平成16年3月26日条例第20号

平成17年3月29日条例第38号

平成17年7月22日条例第62号

平成18年3月29日条例第38号

平成18年10月1日条例第63号

平成19年3月16日条例第26号

平成19年12月26日条例第64号

平成21年3月25日条例第21号

平成22年6月25日条例第33号

平成26年3月26日条例第36号

平成28年3月14日条例第14号

平成31年3月22日条例第24号

令和2年7月1日条例第30号

令和4年3月23日条例第14号

令和4年7月5日条例第24号

令和4年9月30日条例第35号

令和5年3月22日条例第21号

令和6年3月22日条例第28号

令和6年7月2日条例第41号

令和7年3月27日条例第30号

教育関係使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（昭和25年宮崎県条例第50号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づく使用料及び同法第227条の規定に基づく手数料で宮崎県教育委員会の所管に属するものの徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第6条第1項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。

(1) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる高等学校（以下「県立高等学校」という。）及び中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）授業料及び科目履修料

(2) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる学校（以下「県立学校」という。）県立学校体育施設照明施設使用料

(3) 宮崎県体育館 体育館使用料

(4) 新宮崎県体育館 新体育館使用料

(5) 宮崎県ライフル射撃競技場 ライフル射撃競技場使用料

(6) 宮崎県プール プール使用料

(7) 宮崎県山之口陸上競技場 陸上競技場使用料

(8) 宮崎県山之口投てき練習場 投てき練習場使用料

(9) 宮崎県総合博物館 総合博物館観覧料及び総合博物館使用料

(10) 県立西都原考古博物館 西都原考古博物館使用料

(11) 県立美術館 美術館観覧料及び美術館使用料

(12) 宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家 少年自然の家使用料 前項各号に掲げる使用料の金額その他その徴収に関する事項については、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。

2 前項各号に掲げる使用料の金額その他その徴収に関する事項については、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。

(手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数を納めなければならない。

(1) 県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に合格した者の入学 高等学校入学料

(2) 県立中等教育学校の前期課程修了者の後期課程への進級 中等教育学校進級手数料

(3) 県立高等学校の通信制の課程に合格した者の入学 通信教育入学料

(4) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる中学校（以下「県立中学校」という。）、県立高等学校若しく

は県立中等教育学校の入学者選抜若しくは転学のためにする試験の実施又は県立高等学校の転籍のためにする試験の実施 入学者選抜等手数料

(5) 県立学校における在学証明書、成績証明書、卒業証明書又は単位修得証明書の交付 学校諸証明交付手数料

(6) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第6項の規定に基づく免許状の授与、同法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援教育領域（以下「領域」という。）の追加の定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第15条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付 教育職員免許状授与等手数料

(7) 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定（以下「教育職員検定」という。）の実施 教育職員検定手数料

(8) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲若しくは美術品として価値のある刀剣類の登録の申請に対する審査又は同法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付 銃砲刀剣類登録等手数料

(9) 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく美術品として価値のある刀剣類の製作の承認の申請に対する審査 美術刀剣類製作承認申請手数料

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1) 高等学校入学料 入学の時

(2) 中等教育学校進級手数料 後期課程進級の時

(3) 通信教育入学料 入学の時

(4) 入学者選抜等手数料 願書提出の時

3 第1項各号に掲げる手数料の金額その他その徴収に関する事項（前項に定めるものを除く。）については、それぞれ別表第2に定めるとおりとする。

（減免）

第4条 知事は、公益上必要があると認める場合又は特別の事情があると認める場合には、使用料又は手数料を減免することができる。

（不還付の原則）

第5条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、使用料で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できない場合

(2) 宮崎県教育委員会の都合により使用許可を取り消した場合

(3) 使用前に使用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて宮崎県教育委員会が使用許可を取り消した場合

（罰則）

第6条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前に行われた申請等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

4 別表第1の1の項の規定の適用については、平成13年度においては同項中「111,600円」とあるのは「109,200円」と、「30,000円」とあるのは「29,280円」と、「1,500円」となるのは「1,460円」と、「3,350円」とあるのは「3,280円」とし、平成14年度においては同項中「111,600円」とあるのは「110,400円」と、「30,000円」とあるのは「29,760円」と、「1,500円」とあるのは「1,480円」と、「3,350円」とあるのは「3,320円」とする。

（教育関係の公の施設に関する条例の一部改正）

5 教育関係の公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則（平成14年3月27日条例第19号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成15年9月26日条例第42号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。(後略)

附則(平成16年3月26日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表第1の8の項の改正規定(「体育館」の下に「(宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎剣御池少年自然の家に限る。)」を加える部分に限る。) 交付の日
- (2) 第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定、第3条第1項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に1号を加える改正規定、別表第1の8の項を同表の9の項とし、同表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に6の項を加える改正規定及び別表第2中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、同表の9の項中「20円」を「10円」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の8の項の次に9の項を加える改正規定(同表の9の項中「20円」を「10円」に改める部分を除く。) 平成16年4月17日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成16年度においては同項中「115,200円」とあるのは「112,800円」と、「3,460円」とあるのは「3,390円」と、「1,560円」とあるのは「1,520円」と、「31,200円」とあるのは「30,480円」とし、平成17年度においては同項中「115,200円」とあるのは「114,000円」と、「3,460円」とあるのは「3,420円」と、「1,560円」とあるのは「1,540円」と、「31,200円」とあるのは「30,960円」とする。

附則(平成17年3月29日条例第38号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成17年7月22日条例第62号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成18年3月29日条例第32号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成18年10月1日条例第63号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則(平成19年3月16日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成19年度においては同項中「118,800円」となるのは「116,400円」と、「3,570円」とあるのは「3,500円」と、「1,620円」とあるのは「1,580円」とし、平成20年度においては同項中「118,800円」とあるのは「117,600円」と、「3,570円」とあるのは「3,540円」と、「1,620円」とあるのは「1,600」とする。

附則(平成19年12月26日条例第64号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年12月規則第87号で、同19年12月26日から施行)

附則(平成21年3月25日条例第21号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成22年6月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成26年3月26日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項に規定する高等学校等をいう。)に在学する者に係る同日以後の公立高等学校(同条第2項に規定する高等学校をいう。)に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

附則(平成28年3月14日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成28年3月14日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成31年3月22日条例第24号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月23日条例第14号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月5日条例第24号）

改正

令和5年3月22日条例第21号

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。（令和5年6月規則第35号で、同5年8月20日から施行）

附 則（令和4年9月30日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月22日条例第28号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月2日条例第41号）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和7年2月規則第2号で、同7年4月1日から施行）

附 則（令和7年3月27日条例第30号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）より一部抜粋

使用料	区分		単位	金額	納期
6 西都原考古博物館	ホール		午前	3,820円	使用許可の時
			午後	7,640円	
	ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,480円	使用終了の時
		暖房設備	同	730円	

備考

1 「午前」とは午前10時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。

2 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、午前の使用にあっては当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額を、午後の使用にあっては当該使用料の額に4分の1を乗じて得た額を加算する。

午 前	当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額（1,910円）
午 後	当該使用料の額に4分の1を乗じて得た額（1,910円）

3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。（三秋）

2 各種様式

別記
様式第1号（第9条関係）

施設等使用許可申請書

県立西都原考古博物館長 殿

年 月 日

住 所

電 話

フリガナ

氏 名

性別（男・女）

申請者

生年月日

年 月 日

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

及び名称並びに代表者の氏名

県立西都原考古博物館の施設を使用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 の 目 的	行事の名称	
	行事の内容	
使 用 責 任 者	住 所	
	氏 名	
備 考	ホール使用期間	ホール設備（冷暖房）使用期間
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

(注) 1 使用料の納期は、ホール使用料は使用許可の時、ホール設備（冷暖房）使用料は使用終了の時となります。
2 申請者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

別紙

役員名簿

法人名：

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。
(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用するこ
ととし、その他の目的のためには一切使用しません。

様式第2号（第9条関係）

施設等使用許可書

文書番号
年 月 日

様

県立西都原考古博物館長 

年 月 日 付けで申請のあった県立西都原考古博物館の施設の使用については、次のとおり許可します

使用の目的	行事の名称	
	行事の内容	
使用責任者	住所	
	氏名	
ホール使用期間		ホール設備（冷暖房）使用期間
年 月 日 時から	年 月 日 時から	
年 月 日 時まで	年 月 日 時まで	
年 月 日 時から	年 月 日 時から	
年 月 日 時まで	年 月 日 時まで	
年 月 日 時から	年 月 日 時から	
年 月 日 時まで	年 月 日 時まで	
ホール使用料		ホール設備（冷暖房）使用料
円		円
使用料計	円	
使用条件		

（注）使用料の納期は、ホール使用料は使用許可の時、ホール設備（冷暖房）は使用終了の時となります。

様式第3号（第10条関係）

施設等使用許可変更申請書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

住所
申請者 氏名
電話

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日 付け第 号で許可のあった県立西都原考古博物館の施設の使用を変更したいので、
県立西都原考古博物館管理規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

添付書類 施設等使用許可書の写し

様式第 4 号 (第10条関係)

施設等使用変更許可書

文書番号
年 月 日

様

県立西都原考古博物館長 

様式第 5 号 (第14条関係)

施設等使用許可取消書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

住所
申請者 氏名
電話 氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

年 月 日付けで申請のあった県立西都原考古博物館の施設の使用の変更については、次のとおり許可します。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

年 月 日付け第 号で許可のあった県立西都原考古博物館の施設の使用中に、
県立西都原考古博物館管理規則第14条第 1 項の規定により、使用許可の取消しの申出をします。

取消しの申出をする理由	
備考	

添付書類

- 施設等使用許可書
- 変更の許可を受けている場合には、施設等使用変更許可書

様式第6号（第15条関係）

使用料還付請求書

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住所
氏名 電話
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日 付け第 号で許可のあった県立西都原考古博物館の施設の使用料の還付を受けたいので、県立西都原考古博物館管理規則第15条第3項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由		
既納の使用料	納付日	年 月 日
	納付額	円
還付請求額	円	
備考		

添付書類

- 1 書面により許可の取消しがあった場合には、当該書面
- 2 使用料を納付していることを証する書面

口座振込申出書		
振込先金融機関名	銀行	支店
振込預金の種類	普通・当座	
振込口座番号		
振込口座フリガナ	口座名義	

様式第7号（第16条関係）

博物館資料館内利用承認申請書

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住所
氏名 電話
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり博物館資料を館内利用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第16条第1項の規定により申請します。

館内利用目的			
博物館資料の名称	形状	数量	備考
利用希望日時			
利用の方法			
撮影の有無			
備考			

様式第8号 (第16条関係)

博物館資料館内利用承認書

年 月 日

様

県立西都原考古博物館長 印

年 月 日付で申請のあった博物館資料の館内利用については、次のとおり承認します。

館内利用目的			
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考
利 用 日 時			
利 用 場 所			
利 用 の 方 法			
そ の 他 条 件			

様式第9号 (第17条関係)

図書資料複写申込書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住 所
氏 名 電 話
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

複写目的			
図 書 資 料 名	複 写 簡 所		
※ 合 計	枚 数	金 額	

- (注) 1 図書資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に抵触しない限りに行います。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第10号（第18条関係）

博物館資料館外貸出承認申請書

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住 所
氏 名 電 話

年 月 日

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり博物館資料の館外貸出しを受けたいので、県立西都原考古博物館管理規則第18条第1項の規定により申請します。

館 外 貸 出 目 的			
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考
貸 出 期 間			
保 管 場 所			
資 料 運 搬 方 法			
撮 影 の 有 無			

様式第11号（第18条関係）

博物館資料館外貸出承認書

様

年 月 日

県立西都原考古博物館長 印

年 月 日 付けで申請のあった博物館資料の館外貸出しについては、次のとおり承認します。

館 外 貸 出 目 的			
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考
貸 出 期 間			
貸出期日・場所			
返納期日・場所			
そ の 他 条 件			

博物館資料寄贈寄託申込書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

住所
申請者 氏名
電話 氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

次の目録に記載の博物館資料を貴殿に寄贈（寄託）したいので、県立西都原考古博物館管理規則第20条第1項の規定により申請します。

目 録

博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考

博物館資料寄贈寄託受領書

様

次の目録に記載の博物館資料を貴殿より確かに寄贈（寄託）を受けました。

目 録

博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考

年 月 日

県立西都原考古博物館長 印

様式 第1号

施設利用承認申請書

県立西都原考古博物館長 殿

年 月 日

住所

申請者団体名

(代表者)氏名

電話 ()

施設を利用したいので、次のとおり申請します。

行事の名称	
利用目的	(事業計画書等添付)
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用区分	A・エントランスホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ D・館下の壁面(本館) E・体験館 F・体験ステージ G・その他
利用予定者数	主催者数 () 人 参加者数 () 人 合 計 () 人
チラシ配布・看板設置	する しない (図案、計画書等添付)
利用承認条件	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び営利活動をしないこと。 6 指定する場所以外での喫煙、飲食はしないこと。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認めたときは利用を取消し又は中止させることができる。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。また盗難、事故等も県は一切責任を負わない。 12 その他 ()

様式 第2号

施設利用承認書

団体・代表者名

様

県立西都原考古博物館長 印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用については、次のとおり承認します。

行事の名称	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用区分	A・エントランスホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ D・館下の壁面(本館) E・体験館 F・体験ステージ G・その他
利用予定者数	主催者数 () 人 参加者数 () 人 合 計 () 人
利用承認条件	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び営利活動をしないこと。 6 指定する場所以外での喫煙、飲食はしないこと。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認めたときは利用を取消し又は中止させることができる。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。また盗難、事故等にも県は一切責任を負わない。 12 その他 (別紙のとおり)
承認番号	第 号

國立西都原考古博物館

[illegible]

3 利用案内

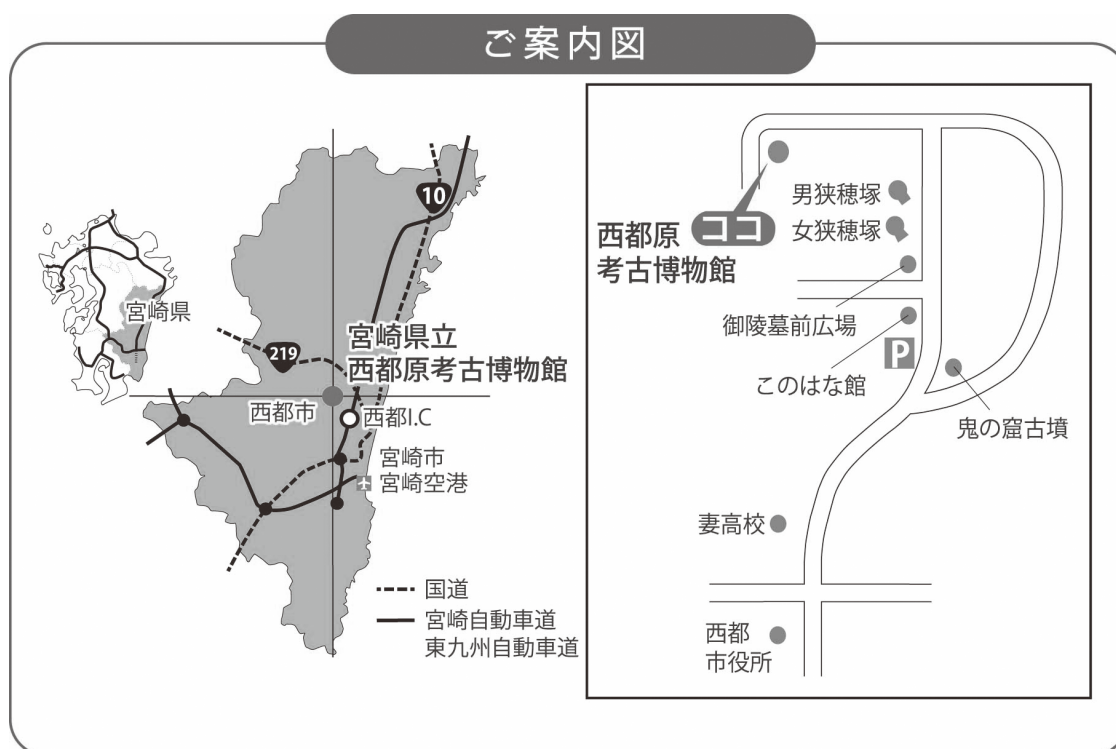
開館時間 ・ 午前9時30分から午後5時30分まで（展示室への入室は午後5時まで）

休 館 日 ・ 月曜日（国民の祝日と重なる時は直後の平日）
年末年始（12月28日から1月4日まで）
国民の祝日の翌日（土曜日、日曜日または休日に当たるときを除く）

入 館 料 ・ 無料

交 通 ・ 車 ／宮崎市より国道219号線経由約40分
東九州自動車道西都 I C から約10分
・ バス＋タクシー
／宮崎駅より「西都」行きバスで約70分
「西都バスセンター」からタクシーで約10分

所在地等 〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番
T E L : 0983-41-0041 / F A X : 0983-41-0051
<https://saito-muse.pref.miyazaki.jp>





Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



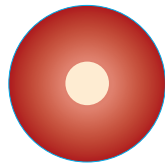
2024(令和6)年度

宮崎県立西都原考古博物館年報

Annual report of the Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

2025年9月

宮崎県立西都原考古博物館
〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番
編集・発行 TEL : 0983-41-0041 FAX : 0983-41-0051
<https://saito-muse.pref.miyazaki.jp/>
北一株式会社
印 刷 〒880-0903 宮崎市太田 3-1-31
TEL : 0985-51-5100 FAX : 0985-53-5640



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture

